

金属労協
2013～14年度運動方針
～確かな雇用、確かな未来、
I M F からインダストリアルへ～

目 次

I. 運動推進にあたっての基本的な考え方	5
1. 基本的な考え方	5
2. 金属労働運動をとりまく環境	7
(1) 国内政治・経済情勢	7
①産業の空洞化懸念	
②日本再生戦略	
③電力需給の状況	
④東日本大震災からの復興	
⑤社会保障・税の一体改革	
⑥経済動向	
(2) 国際政治・経済情勢	9
(3) 国際労働運動の動向	10
3. 生活と雇用の安定を基盤としたグローバルな金属労働運動の推進	11
(1) 金属産業にふさわしい労働条件の確立	11
(2) 民間・ものづくり・金属としての政策実現に向けた取り組み	12
(3) グローバルな環境変化に対応した国際労働運動の推進	13
(4) 組織強化への対応とより効率的な運動の構築	13
(5) 結成50周年記念事業プロジェクトの設置	14
II. 具体的な運動の取り組み	15
1. 金属産業にふさわしい労働条件の確立	15
(1) 生活水準の向上に向けた取り組み	15
①賃金・一時金の取り組み	
②「JCミニマム運動」の強化	
(2) 働く環境と働き方の改善に向けた取り組み	15
①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み	
②60歳以降の就労確保	
③その他の労働条件向上の取り組み	
(3) 非正規労働者の労働条件改善などへの取り組み	16
(4) ものづくり産業が環境変化する下での賃金・労働条件のあり方の検討	16
2. 民間・ものづくり・金属としての政策実現に向けた取り組み	17
(1) ものづくり産業の国内拠点の維持・強化に向けた政策・制度課題の解決	17
①ものづくりを支えるマクロ環境整備	
②環境と経済成長が両立するエネルギー・環境政策	
③ものづくり産業の国内拠点の維持・強化に向けた事業環境整備	

④ものづくり産業における「良質な雇用」の確立	
(2) 具体的な活動	18
3. グローバルな環境変化に対応した国際労働運動の推進	19
(1) 日系多国籍企業の健全な労使関係構築に向けた取り組み	19
①TNCネットワークの構築	
②国際労働研修プログラムの推進	
③国内外における日系企業労使セミナーの企画・実施	
(2) 国際連帯活動の推進	20
①インダストリアル諸会議への対応	
②アジア金属労組連絡会議の開催	
③欧州労組との2国間交流の実施	
④東アジアにおける2国間交流の実施	
(3) 金属労協の国際機能のさらなる強化	21
①金属労協のデータバンク機能・コンサルティング機能の強化	
②インダストリアル加盟国内組織間の連携強化	
③連合および他GUFとの連携の促進	
(4) 国際会議等への女性参画の強化	22
4. 組織強化への対応とより効率的な運動の構築	23
(1) 連合金属部門連絡会の運営強化サポート	23
①中央レベルでの金属部門活動の充実	
②地方連合金属部門連絡会の活動サポート	
(2) 産別の組織活動の情報交換と新たな課題への対応	23
(3) 次代を担う組合役員の育成と広報活動の強化	23
①労働リーダーシップコースの質的充実	
②広報活動の強化	
(4) 金属労協諸活動への女性参画の促進	24
(5) 長期財政基盤確立に向けた諸課題の検討	24
国内外の情勢	26
I. 国内政治・経済情勢	27
1. 産業の空洞化懸念	27
①超円高と国内ものづくり基盤	
②円高是正・デフレ脱却に向けた量的金融緩和	
③TPP	
④日本再生戦略における戦略分野の成長促進	
⑤電力需給の状況	
⑥エネルギー・環境に関する選択肢	
2. 東日本大震災からの復興	32

3. 社会保障・税の一体改革	33
4. 経済動向	33
①生産、需要動向	
②物価、雇用動向	
II. 国際政治・経済情勢	39
1. 欧州経済危機	39
2. アメリカ政治・経済の動向	40
3. アジア経済の動向	41
①中 国	
②韓 国	
③タ イ	
④インドネシア	
⑤ベトナム	
⑥インド	
III. 国際労働運動の動向	44
1. 主要動向	44
①インダストリアルオールの結成	
②アジア地域の最低賃金引き上げとその影響	
③日系企業の海外現地法人における労使紛争の新たな形態	
④欧州危機への労働組合の対応	
⑤ I F A（国際枠組み協約）の締結状況	
2. I L O	48
①事務局長選挙	
②基準適用委員会における経営側のボイコット	
③ビルマの強制労働違反に対する措置の見直し	
④ I L O年次報告書「世界の雇用情勢2012－仕事の危機の深刻化を防ぐ」	
3. O E C D	49
①多国籍企業ガイドライン改訂	
4. 各国情勢	49
①アジア太平洋	
②欧 州	
③北 米	
④ラテンアメリカ・カリブ海	

I. 運動推進にあたっての基本的な考え方

1. 基本的な考え方

超円高や電力の安定供給不安、自由貿易協定締結の遅れなど、産業の空洞化や雇用不安が懸念され、政策面での取り組み強化が急がれています。金属労協結成の端緒であるIMF（国際金属労連）が解散し、5000万労働者が結集してのインダストリアルオール結成という、国際労働運動の環境も激変する中で、金属労協の役割と責任がますます重要となっています。経済も雇用もグローバルな視点での取り組みが求められる中、金属労協は、民間・ものづくり・金属としての国内労働運動の確固たる基盤の上に、インダストリアルオールの中核組織として、そのアクションプランを踏まえ、国際労働運動の面でも役割を發揮していきます。

なお、金属労協は結成以来、英文略称を「IMF-JC」としてきましたが、これを機に規約改訂し、「JCM」（呼称JCメタル）に変更、金属労働運動を推進していきます。

わが国金属産業はリーマンショック後、緩やかな回復を続けてきましたが、2011年3月以降、東日本大震災、電力供給不足、タイの大洪水、これらによるサプライチェーンの寸断、ユーロ安も含めた超円高の長期化や欧州経済危機による輸出の落ち込みと、次々と苦難に見舞われています。とりわけ、1ドル＝70円台という戦後最高値の超円高、電力の供給不足と料金引き上げは、EPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）締結の遅れとも相まって、ものづくり産業の国際競争力に打撃を与え、産業基盤の国内立地が空洞化の危機にあります。生産拠点の海外移転、国内事業所閉鎖に加え、研究・開発拠点やマザー工場の海外移転も懸念される状況となっています。

わが国は、もともと先進国中、最悪の政府債務があり、超高齢化によって社会保障支出増大が避けられず、一方で現役世代が急速に減少するという、構造的な成長制約要因を抱えています。社会保障と税の一体改革は、こうした成長制約要因を打開しようとするものですが、それとともに、わが国が引き続き先進国としての生活水準を維持し、また国際的な責任と役割を果たしていくためには、ものづくり産業が成長のエンジンとしての能力をさらに高め、基幹産業として経済を牽引することにより、わが国の再生に寄与していくことが不可欠です。ものづくり産業は、熾烈な国際競争の真只中にあり、常に新興国や発展途上国に追い上げられています。そうであっても、最先端技術、高機能・高付加価値製品の研究・開発を強化し、現場の地道な努力を積み重ねて高品質の製品を供給し、ものづくり産業における比較優位を確保して、世界市場を生き抜いていかななくてはなりません。

このため、金属労協は、国内ものづくり産業の事業基盤を維持・強化し、雇用の確保と勤労者生活の安定を図る取り組みに全力を傾注していきます。同時に、「人への投資」を重視するという考え方の下、勤労者への適正な配分を求め、ものづくり産業を担う人材の育成を図ることにより、「良質な雇用」の確立をめざしていきます。また、ワーク・ライフ・

バランスや非正規労働者の不安定雇用、格差の拡大などの問題についても、課題解決に取り組むこととします。

2012年6月、世界140カ国、5000万人の労働者が結集して、新しいGUF「インダストリアル・グローバルユニオン（IndustriALL Global Union）」が誕生し、国際労働運動の歴史の新たな1ページを開きました。金属労協の加盟するIMF（国際金属労連）と、化学・エネルギー産業を中心とするICEM（国際化学エネルギー鉱山労連）、繊維関連産業を組織するITGLWF（国際繊維被服皮革労働組合同盟）が統合し結成したインダストリアルは、世界の産業労働者の連帯と社会的な影響力を強化する、国際労働運動への大きな期待を背負うものであります。

日本は、金属労協のほか、化学エネルギー鉱山労協の加盟産別やUIゼンセン同盟が加盟していますが、インダストリアルへの加盟は個別に行うものの、組織統合のメリットを活かすべく、組織間の連携強化と効率的運営を追求する必要があります。金属労協は引き続きインダストリアルの中核組合であり、日本の基幹産業たる金属産業に働く者を代表し、世界の労働者と連帯した運動の推進に邁進するとともに、とりわけアジアの中心的な組織として、その役割と責任を果たしていきます。また国内においても、金属産業が国際競争力の弱体化と空洞化の危機に見舞われている中で、産業の健全な発展と金属産業に働く者の雇用確保、生活の維持・向上を図るべく、運動の強化を図るとともに、業務の一層の効率化と活動の大胆なスクラップ&ビルドに向けて、新たな運動を展開していきます。
注）GUF：Global Union Federation（国際産業別労働組合組織）

金属労協は1964年、国際金属労連日本協議会（IMF-JC）として、日本におけるIMFへの加盟組織（協議会）という位置づけで結成されました。その後、当時の4つのナショナルセンター（総評、同盟、中立労連、新産別）の枠を超えた組織として、労働条件の向上、社会福祉政策、産業政策などにも取り組むところとなりました。1971年以降、「組織機構特別委員会」で検討を重ね、1975年の大会において、日本語正式名称を「全日本金属産業労働組合協議会」、略称を「金属労協」に変更し、「共通課題について、協議し運動を進める」組織であることを明確にしました。なお、英語正式名称については「Japan Council of Metalworkers' Unions」に変更しましたが、略称については世界的に通用していることもあり、発足当初の「IMF-JC」を踏襲することにしました。

その後も随時、組織改革について検討が行われ、1986～90年の「あり方委員会」では、「金属大産別組織としての金属労協の発展を目指す」こととなり、1991～94年の「基本政策検討委員会」では、「金属大産別構想」について詰めた議論が行われましたが、合意に至らず、「大産別構想は実質的な機能として果たしていく」ことになりました。2004～2006年の「総合プロジェクト会議」では、国際機能の一層の強化が謳われましたが、運動の大きな変革を見るまでには至っていません。

この1年間、金属労協三役をメンバーとする「組織運営検討委員会」と、産別書記長・事務局長をメンバーとする「組織運営検討小委員会」を設置し、環境変化を踏まえた組織

運営のあり方を討議してきました。2012年1月より会費引き下げを行い、さらなる効率化と活動の大胆なスクラップ&ビルドを進めつつ、民間・ものづくり・金属としての金属労働運動を維持・強化し、インダストリアルオール結成に対応した国際労働運動の強化を図っていくこととしました。

組織運営検討委員会の答申結果は速やかに実行していきませんが、インダストリアルオールにおいて運動や財政統合の移行期間とされている4年間の中で、国際労働運動の方向性や財政負担を見極めていきます。また、事務局機能を維持するための人材育成の強化、大胆な支出削減策の具体化など、長期的な運動基盤確立に向けた取り組みを推進していきます。

2. 金属労働運動をとりまく環境

(1) 国内政治・経済情勢

①産業の空洞化懸念

わが国金属産業はリーマンショックの大打撃の後、緩やかな回復を続けてきましたが、東日本大震災で多くの工場が被災、電力不足によって東北・関東全域で生産活動が滞るとともに、サプライチェーンの寸断で全国的に工場の操業短縮・停止に追い込まれました。その後、為替レートが戦後最高値の水準まで急伸、欧州経済危機もあり、輸出が落ち込みました。2011年秋のタイの大洪水でも、部品供給に支障を来すところとなりました。

2011年後半以降の1ドル=70円台という超円高、その長期化は、国際競争力を低下させ、相次ぐサプライチェーンの寸断も、国内ものづくり拠点を脅かしています。原発停止による電力供給不足に加え、火力発電への依存による電力料金の引き上げなど、ものづくり産業の国内立地維持にとって、大きな懸念材料となっています。生産拠点のみならず研究・開発拠点、マザー工場すら、海外に移転しかねない状況をもたらしています。国内で、ものづくり産業の生産拠点としてもっとも力強い動きのある九州ですら、2009年以降の大手企業の工場撤退は、『2012年版九州経済白書』で紹介されたものだけで、電機産業で16箇所、輸送機器産業で4箇所に達しています。（山口県を含む）

わが国は、FTA、EPAの締結において、国際的に見て大きく立ち遅れており、ものづくり産業は国際競争上、著しく不利な立場に置かれています。TPP参加をきっかけに、国内課題を解決しつつ、TPP参加国とはもちろん、他の国や地域に対しても自由貿易体制を大きく前進させることが期待されています。

②日本再生戦略

政府は2012年7月、2020年までの成長戦略である「新成長戦略」を再編・強化する「日本再生戦略」を策定しました。

被災地の復興、福島再生を最重要かつ最優先課題とする、エネルギー構造転換を進める「グリーン成長戦略」を最重要戦略とする、グリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健

康)、農林漁業の3分野など、新たな成長をめざす重点分野に限られた財源を優先配分する、などを中味とするもので、2020年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を最大50%に引き上げるなど、環境関連で50兆円の新規市場、140万人の新規雇用、医療・介護、健康関連サービスでの50兆円規模の市場と284万人の雇用創出など、11の戦略と38の重点施策を打ち出しています。しかしながら、金融政策については、これまで以上に踏み込んだものではなく、円高も現行の水準を容認する状況となっています。

③電力需給の状況

2011年夏の電力不足に対しては、東電、東北電力管内でピーク時前年比△15%、関電で△10%以上の節電目標が設けられましたが、家庭を除いて、大口需要家、小口需要家ともおおむね目標を上回る節電が達成されました。

2012年5月には、わが国の原子力発電所はすべて稼働を停止し、2012年夏には関電管内を中心に厳しい電力需給が予想されましたが、6月に大飯原子力発電所3・4号機の再稼働が周辺自治体の理解を得て決定されたことから、関電、四国、中部、北陸、中国管内では、節電目標が当初よりも緩和されました。

2012年7月より、再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まりました。再生可能エネルギーの発電事業者や、再生可能エネルギーを自宅で発電する人からの電気の買い取りを、電力会社に義務づけるもので、国が定める期間、固定価格で買い取る一方、電力利用者に対しては、電力料金のほか、毎年度決定する賦課金(サーチャージ)を徴収するものです。

政府は2012年6月、「エネルギー・環境に関する選択肢」を発表しました。2030年における原発依存度について、ゼロ、15%、20~25%という3つのシナリオを提示し、それぞれの具体的な姿を描き、国民的議論を求めています。

④東日本大震災からの復興

東日本大震災の被害総額は約16.9兆円(内閣府推計・2011年6月24日)に達していますが、復興財源は、現役世代全体で負担することとなり、10年間の復興期間で実施する事業の規模は、少なくとも23兆円程度、とくに2015年度までの5年間の「集中復興期間」に実施する事業の規模については少なくとも19兆円程度が用意されることとなりました。

すでに2011年度1次から3次に及ぶ補正予算で、合計15兆円を超える予算、2012年度本予算で3.8兆円の予算が計上されています。

復興体制としては、復興庁が設置され、総理を議長とする閣僚級会合として復興推進会議、有識者会合として復興推進委員会が設けられました。主な政策ツールとしては、復興特区制度と復興交付金が創設されました。

しかしながら、2011年度1~3次補正の復興予算のうち、執行は6割に止まっており、4.8兆円が翌年度繰越、1.1兆円が不用とされています。2012年5月末までに復興推進計画は14件、復興整備計画は16件に止まっています。2012年1月以降、失業給付の終了者が増えてきており、5月には、被災3県で1万人以上に達し、沿岸部では多くの地域で求職者数が増加しています。

⑤ 社会保障・税の一体改革

2011年9月に発足した野田内閣は、2012年2月、社会保障・税一体改革大綱を閣議決定し、関連法案を国会に提出しました。しかしながら、民主党一部の根強い反対、参議院における与野党逆転の状況の中で、野党の自民党・公明党との修正協議を進め、6月には三党で合意に至り、社会保障・税一体改革法案の修正案が衆議院を通過しました。

消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げることについては、政府案どおりとなりましたが、所得税、相続税の課税強化については、2013年度税制改正論議で詰める、最低保障年金創設や後期高齢者医療制度廃止については、新設する社会保障制度改革国民会議（有識者で構成）で検討、三党合意に向け協議する、幼保一体の総合こども園は創設せず、従来の認定こども園を拡充する、こととなりました。

衆議院本会議の採決では、50名程度の民主党所属議員が反対に回りましたが、その多くが新党を結成し、民主党を除籍されました。

⑥ 経済動向

2012年1～3月期は、実質GDP成長率が前年比で2.8%成長となりました。しかしながら、東日本大震災前の2010年10～12月期の水準と比べると、わずかな成長に止まっています。内需は、個人消費、住宅投資、設備投資ともそれぞれ堅調、輸出も震災前水準を上回っていますが、（成長率から差し引かれる）輸入が大幅に拡大していることによるものです。

鉱工業生産指数は、2012年6月時点で、震災前の94%の水準まで回復しています。業種ごとでは、精密機械が震災前を上回り、電線・ケーブル、乗用車・バス・トラックもほぼ震災前の水準に近づいていますが、電気機械工業、船舶・同機械は震災前の80%前後に止まっています。

輸出は、一時的に1ドル＝80円台を回復した2012年2、3月には、前々年比でプラスとなりましたが、その後は前々年比の水準を維持できない状況となっています。アメリカ向けが回復している一方で、EU向けは前年比でも減少が続き、アジア向けは一進一退となっています。

消費者物価上昇率（総合）は2012年1月以降、プラスで推移していましたが、3月にはプラス0.5%だったのが、6月には△0.2%のマイナスに転じています。7月の推計値では、△0.3%となっており、デフレ脱却はもとより、日銀が物価上昇率の当面の目途とする「1%」からも程遠い状況にあります。

雇用情勢は、有効求人倍率が2012年6月に0.82倍となり、リーマンショックの起こった2008年9月以来の改善となっています。完全失業率は4.3%と緩やかに改善しており、就業者数も増加に転じる兆しがあります。

(2) 国際政治・経済情勢

EUは、経済危機に対応するため、ユーロ加盟国の国債を新たに購入する投資家に対する損失補填、欧州の銀行の資本増強、民間銀行の保有しているギリシャ国債の元本カット、ギリシャへの融資など、包括的な対策を進めてきました。また通貨と金融政策を統合した地域では、財政統合も不可欠との観点から、2012年3月には、イギリス、チェコを除くEU25カ国は、毎年の財政赤字をGDPの0.5%以内に抑える、憲法や法律に財政赤字目標を明記する、目標から外れた場合、欧州委員会の定める原則に基づいて修正を求められる、などを内容とする新財政条約に調印しました。

しかしながら、大前提となるギリシャの財政再建については、公務員の反緊縮ストなどが相次ぎ、2011年11月には緊縮財政を進めたパンドレウ首相が退陣に追い込まれ、2012年5月の総選挙では、反緊縮の野党が過半数を獲得、再び泥沼に落ち込むこととなりました。6月の再選挙では緊縮推進派が勝利したものの、欧州経済危機は経済力の異なる国々が通貨統合によって固定相場になるという「ユーロ」体制そのものに起因していることから、根本的な解決の道筋が見えないところとなっています。

アメリカ経済は、2012年春以降、弱含みで推移していますが、欧州の混乱、暖冬効果の反動が要因であることから、徐々に持ち直してくるものと見られています。またFRB（連邦準備制度）も、必要な場合には追加金融緩和に踏み切る強い姿勢を見せています。2012年11月の選挙で再選をめざしているオバマ大統領は、政権最大の成果と言われる医療保険改革について、最高裁から合憲の判断を勝ち取りましたが、雇用面での成果があがっていないことから、接戦を余儀なくされています。

中国では、2012年4～6月期の実質GDP成長率が前年比7.6%と、2009年1～3月期以来の低成長となりました。中国政府は2012年5月以降、省エネ家電に対する財政補助金の支給、6月、7月と2カ月連続の利下げ、大規模公共プロジェクトの認可加速など、景気刺激策を打ち出しており、景気は2012年1～3月期を底として、持ち直しに転じたものと見られています。下半期は8%台前半の成長率が予測され、2012年全体としては8%程度の成長が見込まれています。2012年秋の共産党大会とその際の政権指導部の世代交代に向け、必要な場合には一層の景気刺激策をとってくるものと見られています。

(3) 国際労働運動の動向

2012年6月開催のILO総会に先立ち行われた事務局長選挙において、ITUC（国際労働組合総連合、1億7千万人）前書記長のガイ・ライダー氏が当選を果たしました。労働組合出身者のILO事務局長当選は、1919年のILO発足以来初の快挙です。一方、その後行われた総会のILO基準適用委員会において、スト権に関する専門家委員会の表記を巡り使用者側が異議を唱え、個別審査が全く行われませんでした。このこともILO始まって以来のことであり、労働者側は「ILOシステムに対する重大な攻撃」と、使用者側の態度を批判しています。

新興国の台頭を背景として、リーマンショック以降、グローバルガバナンスの議論はG8からG20へとその主軸を移行しました。2009年のG20サミットにおいて連合等ITUC

加盟組織を中心とするグローバルユニオンがG 20首脳と相次いで会談したことに続き、2011年のG 20カンヌサミットにおいて労働組合で構成するL 20が正式に認知されたことは画期的なことと言えます。

2012年のメキシコでのG 20ロスカボスサミットの前段においてL 20はB 20（経営者団体）と共同で「質の高いインフラ投資と職業教育によって若年層の雇用創出とインフォーマル労働の削減」を政府側に提言しました。G 20の結論文書が、2011年の財政再建から雇用創出へとその重点を移行していることを踏まえると、L 20のインプットに一定の成果があったと評価できます。

金属産業レベルでは、前述のとおり2012年6月にIMFを含む3 G U Fが解散し、新たに「インダストリアル・グローバルユニオン」が結成されました。グローバルユニオン全体への関与の強化、企業別労組ネットワーク強化による多国籍企業とのカウンターバランス確保、各国組織強化と不安定労働問題への対応等諸問題への対応を強化し、具体的成果を挙げていく必要があります。

日系多国籍企業の海外での労使関係においては、タイ、インドネシア等で最低賃金の大幅上昇への対応をめぐり、労使紛争が誘発される傾向があります。こうした成長を続ける新興国での適切な成果配分を担保するためにも、話し合いで諸問題を解決できる健全な労使関係づくりが急務となっております。

また、中小企業の海外進出が増加していますが、そうした企業の多くは、日本の本社に労組がありません。日本での経験の欠如が現地経営で影響し、現地で労組と良好な関係を構築できず、紛争に至るケースも目立ちます。

加えて、現地資本の会社で労使紛争が発生した場合であっても、日系企業と取引がある場合は、当該日系企業の親会社ルートで解決を求めるといった動きも増加しています。

3. 生活と雇用の安定を基盤としたグローバルな金属労働運動の推進

金属労協は、組織運営検討委員会の答申に基づき、労働条件の向上や雇用安定などの国内金属労働運動の機能強化を図るとともに、グローバル化が一層進展する中で、インダストリアルの中核的な役割を担い、国際連帯の運動をより強化していきます。あわせて財政面では、2012年1月に会費の20%引き下げを実施しましたが、金属労協組織人員の減少傾向も懸念される中で、より効率的な運動の再構築に取り組み、長期安定財政の確立を図らなければなりません。一方では、事務局機能の維持・継承に対処すべく、人材確保も喫緊の課題であり、大胆なスクラップ&ビルドによる改革を進める必要があります。2013～2014年度は、これら内外の大きな環境変化を踏まえた金属労働運動の推進を図っていきます。

(1) 金属産業にふさわしい労働条件の確立

金属産業をとりまく環境が厳しさを増す中で、国内事業基盤の維持・強化と雇用の確保が最重要課題となっています。また超高齢化・少子化によって、生産年齢人口が減少し、高齢者や女性の一層の活躍が求められています。わが国金属産業として、世界のものづくり産業において、フロントランナーであり続けるための人材確保、人材育成の観点に立って、「人への投資」の実現を図ります。具体的には、勤労者に対する適正な配分を求め、基幹産業にふさわしい賃金・労働条件をめざすとともに、企業内最低賃金協定および特定（産業別）最低賃金の取り組みを中心とするJCミニマム運動の強化を図ります。さらに、ものづくり産業において、男女がいきいきと働くための職場環境整備にも取り組んでいきます。

2013年闘争、2014年闘争については、リーマンショックや東日本大震災直後の経済の混乱から脱する状況の中で、経済動向、物価、産業・企業の状況、勤労者の生活実態などを精査し、議論を尽くした上で、取り組みを進めていきます。

ものづくり産業の事業拠点の海外移転が加速する中で、超高齢化・少子化やそれに伴う公的年金支給開始年齢の65歳への引き上げ、社会保障・税の一体改革など、ものづくり産業に働く者の生涯にわたる雇用環境・生活環境が大きく変化しています。2004年に策定した金属労協の「第2次賃金・労働政策」について検証を行うとともに、賃金、退職金・企業年金、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画、非正規労働者の均等・均衡待遇など、環境変化に伴う諸課題について検討し、方向性をとりまとめていくこととします。

(2) 民間・ものづくり・金属としての政策実現に向けた取り組み

金属労協は、国内立地の空洞化を阻止し、国内生産拠点、研究・開発拠点を引き続き維持・強化し、雇用の確保と勤労者生活の安定を図り、そうしたものづくり産業を担う人材育成に向けた「人への投資」の取り組みに全力を傾注していきます。

具体的には、2012年4月に策定した「金属労協2012～2013年政策・制度課題」に基づき、民間産業・ものづくり産業・金属産業に働く勤労者の観点に立った政策・制度課題の解決に努めていきます。

- * 円高是正・デフレ脱却、TPP参加を通じたグローバルな自由貿易体制強化など、「ものづくりを支えるマクロ環境整備」
- * 安定的かつ安価な電力供給確保、国内における気候変動対策など、「環境と経済成長が両立するエネルギー・環境政策」
- * 新成長戦略の着実な推進、CSR経営の確立、ものづくり技術・技能の継承・育成、ものづくり教育の強化など、「ものづくり産業の国内立地の維持・強化に向けた事業環境整備」
- * 短期雇用でかつ間接雇用という「二重の不安定」の解消、良質な保育環境の整備、ものづくり産業で男女がいきいきと働くための環境整備など、「ものづくり産業における良質な雇用の創出」

を4つの柱として、その実現に努めます。

また、ものづくり産業は、

＊長期的な観点に立った経営が必要であること。

＊人材（人的資産）が決定的に重要であり、チームワークで成果をあげる仕事であること。

＊グローバル経済を生き抜いていくための独創性が不可欠であること。

＊サプライチェーン全体として強みを発揮する産業であること。

といった特徴点があり、「良質な雇用」の創出、CSR経営、下請適正取引の推進などを通じて、企業経営における実践を促すための取り組みを強化していきます。あわせて、政府の「日本再生戦略」の具体化に向け、役割を果たしていきます。

(3) グローバルな環境変化に対応した国際労働運動の推進

2012年6月のインダストリアルオール結成大会において、金属労協はアジア太平洋地域議長組織としての新たな役割を担うこととなりました。金属労協本部としてリソースが限られる中であっても、金属労協全体としての国際労働運動への対応の強化が求められ、活動の領域も拡大しています。これには、金属労協として対応する事項と各産別で完結すべき事項を整理し、それぞれが主体的に対応しつつ、全体の情報共有と金属労協のバックアップ体制を強化することで対応していきます。こうした動きの裏付けとなる、各産別の国際労働運動の担い手の育成に向けて、「国際労働研修プログラム」を強化するとともに、「国際委員会の機動的開催」による金属労協全体としての情報共有強化と相互研鑽を図っていきます。

(4) 組織強化への対応とより効率的な運動の構築

グローバル化の進展をはじめ内外環境の大きな変化によって金属産業は厳しい状況にあり、組織人員の減少傾向も懸念されます。組織委員会の場を通じて、各産別の組織拡大・強化の一層の推進のための情報交換を密接に行うとともに、当面する課題について検討します。

また、連合金属部門連絡会の場を通じて、金属特有の政策、金属に共通する課題について連合への意見反映を行っていきます。地方においては、加盟5産別の協力の下、地方ブロックを通じて、地方連合金属部門連絡会の活動の質的充実に向けたサポートを行います。

教育活動においては、労働リーダーシップコースの開催期間の短縮や参加カリキュラムの充実など、一層の運営体制の強化と効率化を図り、より多くの組織から参加を得られるように工夫するとともに、金属ものづくり労働運動のリーダー育成に努めます。

広報活動においては、効果的なツールとしての、ホームページの一層の改善・充実に取り組むと共に、機関紙誌においてもさらなる内容の充実を図ります。

女性参画の促進については、新「女性参画中期目標・行動計画」を踏まえて、金属労協諸会議・諸活動参加者への女性比率の向上に努めます。

金属労協は、組織運営検討委員会の議論を踏まえ、2012年1月から会費を20%引き下げましたが、まず加盟産別、連合金属部門との連携を強化し、活動の重複を避けなければなりません。金属労協の運動推進に必要な活動に集中できるように、活動のスクラップ&ビルドを大胆に進めて行くことが必要です。さらに、金属労協運営の今後10年を見据えて、事務局を担う人材の強化・育成にも総合的に取り組みます。激変する内外の情勢に柔軟に対応できる事務局体制、組織体制を再構築し、効率化と持続性を念頭に置いた運営をめざしていきます。

(5) 結成50周年記念事業プロジェクトの設置

金属労協は、2014年には結成50周年の節目を迎えます。この記念事業を推進するために、「50周年記念事業プロジェクト」を事務局内に設置して、企画・準備に当たり、進捗状況を都度機関会議に報告しながら、取り組みを進めて行くこととします。

Ⅱ．具体的な運動の取り組み

1．金属産業にふさわしい労働条件の確立

(1) 生活水準の向上に向けた取り組み

①賃金・一時金の取り組み

金属労協は、魅力ある労働条件の構築が、人材の確保やモチベーションの向上につながり、それが生産性向上を通じて競争力強化をもたらすという好循環をつくりあげるための「人への投資」などを根拠として賃金改善に取り組んできました。金属産業の国内事業環境は依然として厳しい状況にあります。リーマンショックや東日本大震災直後の経済の混乱からは脱しつつあります。2013年闘争、2014年闘争については、経済動向、物価、産業・企業の状況、勤労者の生活実態などを精査し、議論を尽くした上で、取り組みを進めていきます。

一時金の要求水準は基準内賃金の年間5カ月分を基本とし、生計費の固定的支出として必要な年間4カ月以上を最低獲得水準に位置づけて取り組んできました。年間総賃金に占める一時金の比重は大きく、生活設計に大きな影響を及ぼすことから、これまでの考え方を堅持して取り組むこととします。

②「JCミニマム運動」の強化

金属労協では、企業内最低賃金協定の取り組みの成果を特定（産業別）最低賃金に波及させることによって、金属産業で働く未組織労働者の賃金を下支えする取り組みを中心に、「JCミニマム運動」を推進してきました。

金属産業をとりまく環境が厳しさを増す中で、中小・零細企業の賃金が低下し、低賃金の非正規労働者が増大するなど、賃金格差の是正、賃金の下支えが重要課題となっています。環境変化を踏まえた特定（産業別）最低賃金の中期的なあり方について改めて整理し、取り組みの強化を図ることとします。

また、最低賃金担当者会議を適宜開催し、情報共有と具体的な取り組み課題の検討を行うこととします。

(2) 働く環境と働き方の改善に向けた取り組み

①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、所定労働時間の短縮や年次有給休暇の付与日数増など、制度面の労働時間短縮とともに、時間管理の徹底や、長期休暇制度の導入などによって年次有給休暇を取得促進するなど、年間総実労働時間を短縮するための実効ある施策について取り組むこととします。

さらに、勤労者のニーズに合った働き方の選択肢を拡大し、仕事と家庭の両立支援策を充実する取り組みを推進します。同時に、職場の意識や風土の改革など、制度を利用しやすい環境を整備し、活用を促進するため、労使協議の充実を含めた効果的な取り組みを進めていきます。

②60歳以降の就労確保

60歳以降の就労確保については、2013年4月から厚生年金の基礎年金部分に加え報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられ、65歳までの公的年金が段階的にゼロになることを踏まえて、①希望者全員の雇用を確保するため、就労制度の改善を図る、②労働の価値にふさわしく、かつ生活を維持することのできる賃金を確保する、との考え方の下で取り組んでいます。60歳以降の就労における良質な雇用のあり方は、社会的な取り組み課題となっています。金属労協の考え方を踏まえた各産別の取り組み趣旨に沿った制度を早急に確立するため、金属労協各産別の連携を図りつつ取り組むこととします。

③その他の労働条件向上の取り組み

金属労協は、2010年闘争で労働災害による死亡ならびに障害等級1～3級の労災付加補償水準を3,400万円以上とし、通勤途上災害についても労災に準じて取り扱うこととしました。大手労組を中心に、この水準に到達していますが、今後は、金属産業全体が到達するように取り組むことが必要です。

また、ものづくり産業において、男女が共にいきいきと働くための職場環境整備にも取り組んでいきます。

(3) 非正規労働者の労働条件改善などへの取り組み

非正規労働者の採用・受け入れに関しては、法令遵守の徹底と、仕事内容、期間、人員、社会保障への加入等について、労使で確認や協議を行うこととします。均等・均衡待遇を念頭に置きつつ、賃金・労働条件、福利厚生などの改善、能力開発の機会の提供・協力についても、実態を踏まえて取り組みます。また、非正規労働者の組織化に向けた取り組みを進めます。

(4) ものづくり産業が環境変化する下での賃金・労働条件のあり方の検討

ものづくり産業の事業拠点の海外移転が加速する中で、超高齢化・少子化やそれに伴う公的年金支給開始年齢の65歳への引き上げ、社会保障・税の一体改革など、ものづくり産業に働く者の生涯にわたる雇用環境・生活環境が大きく変化しています。金属労協は、2004年に「長期安定雇用の実現」「仕事を通じた自己実現」「仕事・社会・家庭生活の調和」を目指す「第2次賃金・労働政策」を策定しましたが、その検証を行うとともに、賃金、

退職金・企業年金、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画、非正規労働者の均等・均衡待遇など、環境変化に伴う諸課題について検討を行うこととします。

2. 民間・ものづくり・金属としての政策実現に向けた取り組み

(1) ものづくり産業の国内拠点の維持・強化に向けた政策・制度課題の解決

金属労協は2012年4月、「2012～2013年政策・制度課題」を策定し、

- *民間産業に働く者
- *わが国の基幹産業たるものづくり産業に働く者
- *なかでも、その中心たる金属産業に働く者

の観点に立って、

- I. ものづくりを支えるマクロ環境整備
- II. 環境と経済成長が両立するエネルギー・環境政策
- III. ものづくり産業の国内拠点の維持・強化に向けた事業環境整備
- IV. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

を4つの柱として、35項目にわたる政策・制度課題について、課題解決に向けた考え方を整理しました。

わが国金属産業に苦難が続々と押し寄せ、とりわけ超円高、F T A・E P A締結の遅れ、電力供給不足と料金引き上げにより、ものづくり産業の生産拠点のみならず、研究・開発拠点すら海外に移転しかねない状況の中で、ものづくり産業の国内立地を維持し、空洞化を阻止するための取り組み、雇用の安定と「良質な雇用」を確立する取り組みに全力を傾注していきます。

①ものづくりを支えるマクロ環境整備

ものづくり産業の国内立地を維持し、空洞化を阻止するため、F T Aの締結拡大や、イノベーションを促進する諸施策の実現など、マクロ環境整備を図ります。このなかで、迅速かつ実効的で強力な量的金融緩和による、円高是正・デフレ脱却を求めています。また、T P P交渉への早期参加に力を注ぎ、自由貿易体制の強化を図ります。T P P参加に伴い生じる諸課題に関しては、金属労協としても解決に向け積極的に取り組んでいきます。

②環境と経済成長が両立するエネルギー・環境政策

環境と経済成長の両立を図り、ものづくり産業の国内立地を維持するため、安全性・安定性・経済性を重視した、エネルギーのベストミックス構築をめざしていきます。この中で、エネルギーセキュリティを含めた安定的かつ安価な電力の確保を図ります。あわせて、再生可能エネルギー導入、省エネ促進、高効率火力発電システム導入、送電ロス低減などにより、関連産業の育成とC O₂排出抑制を求めています。温室効果ガス削減については、

すべての主要国が参加する実効的な国際的枠組みの構築とわが国の削減目標のあり方についても、取り組みを進めます。

また、さまざまな新しいエネルギーの活用促進に取り組むとともに、とりわけ、日本近海に存在する資源の早期開発を主張していきます。

③ものづくり産業の国内拠点の維持・強化に向けた事業環境整備

金属産業各分野の発展に向けて取り組むとともに、政府が示す「日本再生戦略」の実現に向けて、社会インフラ、農業、環境・エネルギー、医療・介護、航空宇宙など急速な発展が期待できる分野の開拓のための活動を展開します。中小企業の保有する技術・技能と雇用が引き続き維持・強化されるよう、事業承継の仕組みづくりなど中小企業経営基盤強化をめざします。

I S O 26000、O E C D 多国籍企業ガイドラインなどに積極的に対応するC S R 経営を促進していきます。インボイス導入をはじめ消費税率引き上げに伴う適正な価格転嫁の問題なども含め、下請適正取引の確立を図ります。若者のものづくり離れや雇用のミスマッチの解消、国内人材流出の防止の観点から、ものづくり人材の育成を図ります。とりわけ工業高校については、「国の宝・地域の宝」との観点から、その教育の拡充を図ります。

超円高や電力供給不安などの影響により、工場閉鎖、人員整理などの動きが広がっている中で、政府や地方自治体に対し、ものづくり産業のマクロ環境整備、事業環境整備を求めていくとともに、金属の労働組合として、国内ものづくり拠点と雇用の如何が、日本経済と国民生活を大きく左右するものであることを広く国民世論に訴えかけていきます。

④ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

ものづくり産業において、「金属労協政策・制度課題」の中でこれまで整理してきた「良質な雇用」の考え方の実現を図ります。長期安定雇用を基本的に維持していくとともに、非正規労働においては、均衡・均等待遇の確立や、有期雇用でかつ間接雇用という「二重の不安定」の解消をめざしていきます。

また「良質な雇用」確立の一環として、男女が家庭と仕事の両立をともに実現するための活動、例えば良質な保育環境の一刻も早い整備などを積極的に進めていきます。また、金属産業において、男女がいきいきと働くための環境づくりを進めます。

外国人技能実習生、日系人を含めた外国人労働者の就労状況や生活実態に関して、外国人集住都市などをはじめとするものづくり現場の状況把握に努め、「政策・制度課題」の補強を行っていきます。

(2) 具体的な活動

政策・制度課題の解決に向けて、具体的には、連合の政策への反映を基本に取り組んでいきます。このため、金属労協構成各産別が一体となって、連合への働きかけを強化するとともに、必要な場合には、金属労協として実現に向けた行動を展開します。あわせて、

政策研究会、政策説明会などの場を通じた政治顧問に対する働きかけを強化していくとともに、経団連や金属産業の経営者との懇談・意見交換などを通じて、情報の共有化と、金属労協の考え方の理解促進を図っていきます。

「2012～2013年政策・制度課題」とあわせ、「地方における政策・制度課題2012」を策定しましたが、地方ブロックと地方連合金属部門連絡会とが連携し、地方連合の政策において、「民間・ものづくり・金属」の立場からの主張が反映されるよう、取り組みを進めます。

政策・制度課題だけでなく、労働組合独自の活動、経営側に行動を求める活動にも積極的に取り組んでいきます。政策委員会において、日本国内に金属産業の生産拠点と雇用を引き続き保持していくための総合的な戦略を検討していきます。またものづくり教室などものづくり産業の意義、魅力を子どもたちや若者に伝え、人材確保を図る取り組み、熟練技能者の技能をものづくり産業はもちろん、教育の場などにおいても発揮していくための取り組み、技術・技能の継承・育成の取り組みなどを進めていきます。

さらに、CSR経営の促進をはじめ、金属産業として取り組むべき課題について、経営側への働きかけの強化を図ります。

「2012～2013年政策・制度課題」解決の進展状況については、適宜、チェックしていきますが、これを踏まえ、2013年4月には「2012～2013年政策・制度課題」の補強を行います。また、状況変化に対応し、2014年4月を目途に「2014～2015年政策・制度課題」を策定します。「地方における政策・制度課題」については、地方組織のニーズに迅速に対応するため、毎年作成していきます。

政策・制度課題に関する検討をさらに深めていくため、政策委員などを対象とした政策課題研究会を適宜開催します。また「政策・制度課題」策定の年には、「政策・制度中央討論集会」を開催し、組織内の意見集約を図るとともに、毎年開催していた「政策セミナー」については、討論集会を持たない年に開催することとします。男女がいきいきと働くための環境づくりについては、産別・単組の取り組みや女性連絡会議、女性交流集会などとの連携を図り、政策・制度面での取り組みを推進していきます。

さらに「政策レポート」を適宜発行し、政策・制度課題に関する詳細な情報提供を行っていきます。

3. グローバルな環境変化に対応した国際労働運動の推進

(1) 日系多国籍企業の健全な労使関係構築に向けた取り組み

① TNCネットワークの構築

世界的に健全な労使関係構築に成功している独VW社では、本国の従業員代表委員会や労組（IGM）がきめの細かい支援を各国事業所労組に提供しています。同様に日系多国籍企業（以下TNC）の海外事業所の健全な労使関係の構築においても、日本の親会社の

労組の果たす役割が重要であることは論を待ちません。

この認識を踏まえ、引き続き海外労組と日本の単組の個別パイプづくりを進めた上で、海外労組と日本の労組が一堂に会するネットワーク会議の実施へと発展させていくことを基本として、すべての日系TNCでネットワークを構築することを目標に取り組みを進めます。

外国系多国籍企業ネットワークへの金属労協加盟労組の参加についても、その活動をサポートしつつ金属労協全体に知見をフィードバックしていきます。

また、企業別ネットワーク構築の環境整備として、各産別が産業別に各国産別とパイプづくりやネットワーク会議を行う動きもありますが、金属労協としてそうした産別ごとの取り組みも支援していきます。

なおTNCネットワークの金属労協全体としての議論の場として、これまでCOC作業グループを設置して対応してきましたが、今後は国際委員会の中で幅広い議論を行っていくこととします。

*TNC:Transnational Corporations (多国籍企業)

②国際労働研修プログラムの推進

国際労働研修プログラムは、毎回対象国を変え、在外日本大使館、日系企業商工会議所、現地各労組との意見交換等を盛り込んで実施し、「国際労働運動を各産別、各単組で担える人材の養成」の場としてだけでなく、日系各企業の現地労組と日本の当該労組との関係構築、ひいてはTNCネットワーク構築にも大きく寄与しています。

2013～2014年度は、前述のTNCネットワークの構築、各産別の国際労働人材強化に直接つなげるとともに、各国労組との連携強化や各国労働情報のタイムリーなメンテナンスを行うため、研修回数を増やし（2回／年）、戦略的な受講生人選や受講後の活動への成果反映も促していきます。

③国内外における日系企業労使セミナーの企画・実施

日系企業労使紛争未然防止セミナーを過去10回、日本の労使を対象に実施してきましたが、これまでの評価を勘案しながら、さらに内容の充実を図り実施していきます。

インドネシアにおいて過去3回金属労協主催で実施してきたインドネシアの日系企業労使を対象にする「健全な労使関係構築に向けた労使ワークショップ」は、成熟した労使関係構築に向けた第一歩として、労使から評価されています。この成果を踏まえ、日系企業の労使紛争が同様に頻発しているタイで、同様のワークショップを開催します。

(2) 国際連帯活動の推進

①インダストリアル諸会議への対応

インダストリアルオールのアジア太平洋地域議長、ICT・電機・電子部会長を擁する組織として、金属労協にはこれまで以上に高い役割と期待が向けられています。こうした認識

を踏まえ、インダストリアル機関会議、地域会議、各産業別会議、各ワーキンググループに積極的に参画していきます。会議では、金属労協の主張を正しく伝え、最大限インダストリアル意思決定に金属労協の見解を反映させるとともに、各種会議結果を金属労協加盟組織で共有し活動への折り込みを図ります。

各産業別会議については本年度から各産別がより主体的に対応することとしますが、金属労協本部として各産別が円滑に取り組めるようフォローしていきます。

②アジア金属労組連絡会議の開催

「IMF活動のアジア太平洋地域での補完と活性化」のため、当該地域の労組リーダーの参加による「アジア金属労組連絡会議」を過去5回にわたり開催してきました。とりわけインダストリアル結成に向けた議論の理解促進と意見集約の場として、過去2回の会議では極めて重要な成果がありました。

「アジア太平洋の金属労働者にとってプラスになる組織統合」という観点の検証のため、2013年度も従来どおり旧IMF加盟組織を中心に会議に招待し、アジア各国労組の一層の連帯促進、産業政策の強化等、各国労組の活動強化に貢献するとともにアジア各国の労働情報アップデートの場としていきます。

③欧州労組との2国間交流の実施

ものづくりに強みを持ち、金属労協とも考えを共有できる面も多い独IGM、北欧産業労連との定期協議は、3年ごとに開催しています。

2012年11月には、北欧産業労連と日本で会議を開催します。同じインダストリアル加盟組織である化学エネルギー鉱山労協やUIゼンセン同盟と、北欧産業労連の関係も深いため、両組織からの参加も含め会議の持ち方を検討します。

④東アジアにおける2国間交流の実施

中国金属工会と韓国金属労組とはそれぞれ毎年交流を行っており、相互理解を深め、運動について学びあってきました。両国ともに意思疎通における言語の問題があることや、環境変化の速さ、日中韓の結びつきの重要性も踏まえ、毎年顔を合わせての意見交換の機会を設けてきました。引き続き同様の形で日韓、日中交流を行います。リソースの有効配分の観点から、会議頻度の見直し等の今後の在り方についてもそれぞれ議題として取り上げ、今後の交流の持ち方を検討していきます。

(3) 金属労協の国際機能のさらなる強化

①金属労協のデータバンク機能・コンサルティング機能の強化

これまでのIMF諸活動や各国との連帯活動を通じて得られ、蓄積してきた各国の労働運動状況と課題などの情報や、労使紛争事例等を常時アップデートし、セミナー等での報告、ホームページへの掲載などによる情報提供に加え、加盟組織からの個別問い合わせに

も対応していきます。とくに、2010年に発行した「労使紛争解決事例集」の改訂版を発行し、最新情報の共有を進めます。

海外で日系企業の労使紛争が発生した場合には、早期解決に向け海外労組や日本の産別、企業連、単組と連携して問題解決を進めるなど、加盟組合の活動を適切にサポートします。

さらには、加盟組織と海外労組との交流等の企画実施、各産別や単組でのセミナー実施に際しての講師派遣等、各加盟組織の国際活動推進のための支援を提供します。

また、各産別の国際機能の強化と金属労協全体での成果、知見の共有の仕掛けとして、国際委員会を必要に応じ機動的に開催します。

②インダストリアルオール加盟国内組織間の連携強化

インダストリアルオールの国内加盟組織である化学エネルギー鉱山労協、U I ゼンセン同盟とは機動的に情報交換の場を持ち、インダストリアルオール活動において日本の加盟組織の意見の最大限の反映を図ります。また、3組織間の翻訳費の共有、会議の相乗り等を通じ、活動の効率化と質的向上を図ります。

③連合および他GUFとの連携の促進

労働組合組織のグローバル戦略として、ITUCと各GUF間をはじめとしたグローバルユニオンとしての協力関係が強化されてきました。こうした流れを受け、国内でもディーセントワーク世界行動デーの共同開催、各GUFの日本事務所との綿密な情報交換等、連合や各GUF日本組織と連携した取り組みを進めてきました。

今期も引き続き、連合や他GUF国内組織とも必要に応じて連携が図れるよう、常日頃から情報交換を行い、協力関係の強化に努めていきます。とくに、金属労協から連合に移管した「GUFの会」の事務局業務が、連合において円滑に進められるようフォローしていきます。

(4) 国際会議等への女性参画の強化

IMFの推進する女性活動窓口として設置した「女性連絡会議」を通じ、IMF諸会議で日本の立場でしっかり主張ができる人材の継続的育成、加盟組織間の情報交換を図ってきました。今期も引き続き国際活動への窓口機能としての対応を行っていきます。

また、インダストリアルオールの規約に「大会等への女性参画30%以上」が明記されたことから、今後はこれが必達目標となるため、2010年度に策定した「女性参画中期目標・行動計画」の内容を一部見直し、これに沿った活動を推進していきます。

産別の枠を超えた女性役員の情報・意見交換、研鑽の場を提供し、金属労協の諸活動に対する女性の参画を促進するため過去3回にわたって実施してきた「女性交流集会」を今期も引き続き開催します。

4. 組織強化への対応とより効率的な運動の構築

(1) 連合金属部門連絡会の運営強化サポート

①中央レベルでの金属部門活動の充実

連合金属部門連絡会については、金属労協はその推進事務局として、活動強化に向けた取り組みを行います。産別書記長・事務局長などを構成メンバーとする金属部門連絡会を定期開催し、民間・ものづくり・金属の立場から討議を行い、連合運動の強化に努めていきます。

②地方連合金属部門連絡会の活動サポート

沖縄を除く46都道府県に、地方連合金属部門連絡会が設置されています。金属労協は9地域の「地方ブロック」を通じて、その活動サポートに取り組みます。

地方連合金属部門連絡会の全国的な連携、活動推進を図るため、地方ブロック代表者会議を年2回程度開催します。また地方ブロックでは、地方連合金属部門連絡会の代表者会議を定期開催し、情報交換・意見交換を通じて、各地方における活動の充実を図ります。

地方連合金属部門連絡会に対し、以下の取り組みを中心にサポート活動を行います。

- ・定期的に会議を開催し、春季生活闘争や最低賃金の取り組みをはじめとする情報交換。
- ・地方自治体に対する地方連合の政策・制度要求作成において、金属部門としての意見反映強化。
- ・各都道府県の実情を踏まえた「ものづくり教室」の実施。
- ・政策・制度研修会、春闘研修会、安全衛生研修会など、都道府県の特徴を生かした研修会等の実施。

(2) 産別の組織活動の情報交換と新たな課題への対応

金属労協は、組織委員会の場を通じて、加盟5産別における組織活動、教育・広報活動などの活動の一層の推進に資するため、様々な情報交換や共通する課題についての対応策の検討などを行ってきました。2013～2014年度においては、地方連合金属部門連絡会の活動のサポートをはじめ、各産別の組織拡大・強化の一層の推進のための情報交換を密接に行うなど、組織委員会の場を中心に情報交換や対応策の検討を進めます。

(3) 次代を担う組合役員の育成と広報活動の強化

①労働リーダーシップコースの質的充実

教育活動として、金属労協は、結成当初より43年間、大学と連携しながら本格的なユニオンリーダー育成の場として労働リーダーシップコースを継続実施してきました。2013～14年度においても、引き続き、労働リーダーシップコースを開校し、民間・ものづくり・

金属という共通基盤に立ったゼミナールをはじめ、必要な専門知識の講義を中心に、次代の金属労働運動を牽引するリーダー育成に努めます。

また、より多くの組織から参加し易くするため、開催期間の短縮や開催時期の見直し、カリキュラムの充実など一層の運営体制の効率化と強化についても検討を進めます。

2013年度については、期間の短縮を先行して実施し、2013年1月15日～26日の期間、京都・関西セミナーハウスで第44回コースを開催していきます。

②広報活動の強化

金属労働運動を取り巻く環境が、国内外において目まぐるしく激動する中で、確かな運動を推進するためには、タイムリーな情報・データの共有化が不可欠です。

2013～2014年度において、電子媒体の広報ツールとして、ホームページの一層の改善・充実に取り組みます。具体的には、タイムリーな更新体制をさらに強化するとともに、見やすい・わかりやすいページづくりを推進していきます。

紙媒体の広報ツールについては、機関誌は年2回（春・秋号）発行として、民間・ものづくり・金属に共通する課題について、特集の強化など内容の充実に努めます。機関紙については、年4回発行し、運動方針や闘争方針の内容、定期大会・協議委員会での議事・意見内容の周知徹底を図るため、編集・体裁等を工夫し、発行していきます。また、機関紙誌の発行にあたっては、頁数、紙質、部数等の見直し・精査を図る中で効率化に努めます。

(4) 金属労協諸活動への女性参画の促進

女性の参画促進は国際労働運動の重要課題であり、金属労協としても積極的に推進していかなければなりません。2013～2014年度においても、新「女性参画中期目標・行動計画」を踏まえて、金属労協諸会議・諸活動における女性参加比率の一層の向上に向けて、着実に取り組みを進めます。

(5) 長期財政基盤確立に向けた諸課題の検討

「組織運営検討委員会答申」を受けて、業務仕分けによる活動の大胆なスクラップ&ビルドと業務の一層の効率化を進めつつ、民間・ものづくり・金属産業に働く者としての国内金属労働運動を維持・強化し、インダストリアルオールの下での国際労働運動についても、アジアの議長組織としての責任を発揮しながら運動を推進していきます。

財政面では、長期的な組合員の減少傾向による産別財政の圧迫、地域活動の強化に伴う連合会費の引き上げなどの要因により、加盟産別の一部から金属労協の会費引き下げの要請が出されたことを受け、2012年1月より金属労協の会費を引き下げましたが、金属労協として改革のスピードを上げ、効率化を追求するとともに、当面の単年度財政収支赤字となる期間は、財政基金積立金の一部を繰り入れて補填していきます。

また、金属労協の支出の30%を占める I M F 会費がスイスフラン建てであり、スイスフランが円以上にユーロの逃避資金となって為替市場で高値を続けていることや、統合したインダストリアルにおいて、会費値上げ圧力が高まりかねない状況にあることも踏まえ、インダストリアルに対し、速やかな財政改革を求めています。

さらに、長期安定財政確立のため、事務所費の削減や最賃連絡会議を含む各種活動の連合・産別との役割分担の検討実施、国際活動の効率化など、業務仕分けによる大胆なスクラップ&ビルドと一層の業務の効率化を進め、活動内容や財政のより詳細な検討と関係者間の調整も行ったうえで、インダストリアルで運動・財政統合の移行期間とされている4年間を目途として、収支の均衡を図り、持続可能な財政基盤を確立していきます。

以 上

国内外の情勢

I. 国内政治・経済情勢

1. 産業の空洞化懸念

①超円高と国内ものづくり基盤

2011年後半以降の1ドル=70円台という超円高、その長期化は、国際競争力を低下させ、相次ぐサプライチェーンの寸断も、国内ものづくり拠点を脅かしています。原発停止による電力供給不足に加え、火力発電への依存による電力料金の引き上げなど、ものづくり産業の国内立地維持にとって、大きな懸念材料となっています。生産拠点のみならず研究・開発拠点、マザー工場すら、海外に移転しかねない状況をもたらしています。

内閣府の「企業行動に関するアンケート調査」（2012年1月実施）によれば、輸出企業の採算レートは1ドル=82円程度となっています。しかしながら、この調査が上場企業に対するものであること、業種的にかなりばらつきがあること、海外移転を急加速している企業がもう一度落ち着いて経営判断をし直すには、ある程度の円安に戻す必要があること、といった事情からすれば、日本のものづくり産業の強みである国内サプライチェーンを維持するためには、少なくとも1ドル=90円台に戻す必要があり、さらに円の購買力平価（物価水準の違いから算出した理論上の為替レート）である1ドル=107円（2011年・OECD算出）程度をめざしていくことが必要となっています。

2012年1月の経済産業省の調査によれば、国内生産拠点が「重要」と考える企業は、「10年前」は、大企業の86.6%に達していましたが、「現在」は74.6%、「今後」は63.3%に低下しています。また日本政策投資銀行の調査では、国内設備投資に対する海外設備投資の比率は、製造業全体で2010年度に39.5%だったのが、2011年度には51.4%に上昇、自動車産業では87.2%だったのが、127.9%に上昇しています。国際協力銀行のアンケート調査によれば、海外生産比率は2009年度の実績に比べ、2014年度には、電機産業で9.4ポイント（44.3%→53.7%）、一般機械産業で8.2ポイント（22.5%→30.7%）、自動車産業で7.2ポイント（32.6%→39.8%）、それぞれ上昇する見込みとなっています。

こうした動きは、海外市場の拡大に対応した現地生産の拡大を反映しているだけでなく、国内からの移転をも含んでいます。例えば、日本国内の中で、ものづくり産業の生産拠点としてもっとも力強い動きのある九州ですら、2009年以降の大手企業の工場撤退は、『2012年版九州経済白書』で紹介されたものだけで、電機産業で16箇所、輸送機器産業で4箇所に達しています。（山口県を含む）

②円高是正・デフレ脱却に向けた量的金融緩和

2012年2月14日、日銀は量的金融緩和の強化策を決定しました。

- * 「中長期的な物価安定の目途」を、消費者物価上昇率「2%以下のプラスの領域」とする。
- * 消費者物価上昇率は、「当面は1%を目途」とし、それが見通せるまで、実質的なゼロ金利政策と金融資産（長期国債）の買い入れにより、強力に金融緩和を推進する。
- * 量的金融緩和の原資である「資産買入等の基金」55兆円を65兆円に、10兆円増額する。この

うち長期国債分は、9兆円を19兆円に増額する。
というものです。

2月の量的金融緩和の強化によって、とりあえず、デフレ脱却をめざしていくことになり、いったん円相場は1ドル=70円台から80円台に下落、株価も上昇に向かいましたが、その後の日銀の金融政策は、追加緩和期待に対し、実効性のある対応は何も実施されず、市場の失望を招くところとなりました。

このため市場では、デフレ脱却が本当に実現するとは判断しておらず、それが再度の超円高・株価下落を招く要因となっています。欧州経済危機の影響もあり、ユーロに対しては、1ユーロ=95円前後という、11年8か月ぶりの円高となっています。

追加の量的緩和が期待される中で、3月の日銀・金融政策決定会合では、成長分野の企業を支援するための貸出枠「成長支援資金供給」を、3兆5千億円から2兆円増額して、5兆5千億円にするというだけに止まりました。従来の3兆5千億円の資金枠のうち、もともと5千億円は余っているのに加え、2兆円のうち1兆円はドル資金の貸付枠なので企業の海外移転を促進するのではないかと、そもそも特定産業支援のような政策的な融資は中央銀行の仕事ではない、などといった批判があります。

4月には、量的金融緩和の原資である「資産買入等の基金」の長期国債分を、19兆円から29兆円に10兆円増額することになりました。ただし、買入期間が6か月延長(2012年12月末→2013年6月末)されたので、10兆円÷6か月≒1.5兆円で、1か月あたりの買入額が増加したわけではなく、金融緩和の強化を意味するものではありません。むしろ逆に、2012年末までには消費者物価上昇率1%が達成されると思っていたのに、少なくとも半年、先延ばしになったということであり、円高是正・デフレ脱却にとって逆効果になるものと見られます。

2012年4月の日銀「経済・物価情勢の展望」によれば、日銀の消費者物価上昇率(除く生鮮食品)の見通しは、2012年度が0.3%、2013年度ですら0.7%に過ぎません。日銀では、消費者物価上昇率は「当面、ゼロ%近傍」で、「2013年度よりもあと、遠からず1%に達する」可能性が高いとの見方を示しており、1%になるには、少なくともあと2年はかかる状況となっています。

2012年8月に発表されたIMF(国際通貨基金)の日本経済に関する年次報告書では、日銀にさらなる金融緩和を求めるとともに、日本の為替介入を容認する姿勢を示しています。

③ TPP

金属労協は、2010年4月策定の「2010～2011年政策・制度課題」において、他に先駆けて日本のTPP参加を主張、積極的な活動を展開してきました。TPPは、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの新規参加に伴い、新協定の交渉が行われていますが、日本政府は2011年11月、交渉参加に向け関係国と協議に入ることを明らかにしました。

わが国は資源の乏しい加工貿易立国であり、戦後の自由貿易体制によって、多大な恩恵を受けてきました。グローバル経済の下では、自由貿易を進めた国々・地域から豊かになっていきます。保護主義は本来、先進国は先進国のまま、発展途上国は発展途上国のままに固定化する効果を持ちますが、グローバル経済では、保護主義を採用すれば、先進国といえども先進国であ

り続けることはできません。日本としてT P Pに早期に参加し、発言力を強めていくとともに、農業などの国内対策を確立していくことが必要な状況となっています。

T P P交渉に参加するためには、現在交渉を行っている9カ国の了承を得る必要があるため、その協議が行われています。すでにベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシアより了承をとりつけており、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカが保留となっています。

なお、これらの事前協議において、包括的で質の高い自由化が求められること、合意済みの部分を尊重する必要があること、全品目の関税撤廃が原則であるが、即時撤廃の程度、残る関税の撤廃期間、センシティブ品目の扱いについては、まだ意見集約されていないこと、などが明らかとなっています。また、アメリカが日本の公的医療保険制度の廃止を求めてくるのではないか、といった憶測についても、明確に否定されることとなっています。

アメリカでは、まず日本の交渉参加を了承することについて、連邦政府と議会がある程度、調整・協議を進めた後で、改めて連邦政府が議会に通知をし、通知後90日を経過して、日本の交渉参加が認められることとなります。日本の後を追って交渉参加表明を行ったメキシコ、カナダに関しては、すでに7月に通知を行っており、秋には交渉に参加する状況となっています。

アメリカでは、自動車業界が日本の参加に反対しているものの、交渉にあたる通商代表部では、T P P参加の正式表明という日本内部の手続きを待っている状況にあります。2012年9月には、A P E C首脳会議とT P P会合が同時期に開催されるため、その前の日本の意思表明が求められていますが、民主党離党者が相次ぎ、衆議院の過半数、参議院の第一党の確保がぎりぎりとなっている中で、党内調整が難しいものとなっています。

東アジアにおける日本以外のF T Aの動きとしては、米韓F T Aが2012年3月、発効しました。韓国の政府系シンクタンク10機関の共同研究によれば、韓国における米韓F T Aの効果は、10年間で実質G D Pが5.7%増加し、消費者が得る利益は322億ドル、長期的な雇用創出は35万人以上とされています。

2012年5月、中韓F T Aの交渉が開始されました。2年以内の妥結をめざしていますが、日本をライバルとする韓国が日中韓3カ国のF T Aに消極的なのに対し、中国は、当面中国の参加が困難なT P Pに対抗する意味で、日中韓F T Aの締結に積極的と言われていています。ただし、中国の市場開放度も高まっており、日中韓F T AならT P Pよりも市場開放度が低くてすむという日本国内の一部の見方は誤っているとの指摘があります。

2012年前半の交渉開始をめざしていた日本とE UのE P Aについては、2012年7月、欧州委員会が加盟国に対して交渉権限移譲を求める提案を行っていますが、フランス、ドイツなどが日本の市場開放姿勢が不十分であるとして、慎重な姿勢を示しており、開始時期の目途は立っていません。

なおアメリカとE Uも、T P Pと同様の包括的な経済連携協定の検討が急速に進んでいると伝えられています。

④日本再生戦略における戦略分野の成長促進

政府は2012年7月、2020年までの成長戦略である「新成長戦略」を再編・強化する「日本再生戦略」を策定しました。

- * 被災地の復興、福島の再生を最重要かつ最優先課題とする。福島第一原発廃炉に向け、国家プロジェクトとして取り組む。「原発からグリーンへ」のエネルギー構造転換を進める「グリーン成長戦略」を最重要戦略とする。
- * グリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業の3分野など、新たな成長をめざす重点分野に、限られた財源を優先配分する。
- * 名目3%成長、実質2%成長をめざし、早期にデフレから脱却するとともに、急激な円高の進行に対応するため、政府・日銀一体の緊密な連携の下、デフレの克服に全力で取り組む。
- * 施策中心、横割りの予算編成を徹底する。
- * 厳しい進捗管理とそれに基づく見直しを毎年実施する。
- * 具体的には、11の成長戦略と38の重点施策に取り組む。

11の成長戦略

- * グリーン成長戦略…グリーン部素材が支えるグリーン成長の実現、次世代自動車での世界市場獲得など（新規市場50兆円、新規雇用140万人）
- * ライフ成長戦略…革新的医薬品・医療機器創出のためのオールジャパンの支援体制、臨床研究・治験環境等の整備、医療機器・再生医療の特性を踏まえた規制・制度等の確立、先端医療の推進など（新規市場50兆円、新規雇用284万人）
- * 科学技術イノベーション・情報通信戦略…科学技術に係る人材育成の強化等による国際競争力強化、基礎研究から実用化までのイノベーションの強化など
- * 中小企業戦略…ちいさな企業に光を当てた施策体系の再構築、金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援
- * 農林漁業再生戦略…戸別所得補償制度の更なる推進と新規就農の促進、6次産業化等夢のある農林漁業の実現など
- * 金融戦略…国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大、政策金融・官民連携による資金供給の拡大など
- * 観光立国戦略…訪日外国人旅行者の増大に向けた取組、受入環境水準の向上、観光需要の喚起
- * アジア太平洋経済戦略…アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を含む経済連携の推進、パッケージ型インフラ海外展開支援など
- * 生活・雇用戦略…若者を取り込んだ成長に向けた戦略的取組の推進、女性の活躍促進による経済活性化など
- * 人材育成戦略…633制の柔軟化等による意欲ある地域の取組の推進、大学ビジョンに基づく高等教育の抜本的改革の実施など
- * 国土・地域活力戦略…活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進、良質な住宅ストックの供給と不動産流通システムの改革など

⑤電力需給の状況

2011年夏の電力不足に対しては、東電、東北電力管内でピーク時前年比△15%、関西電力で△10%以上の削減目標が設けられましたが、東電管内の家庭、関電管内の大口需要家と家庭を除き、目標を上回る節電が達成されました。しかしながら、企業が節電目標に対応するための休日・夜間シフトは、勤労者、家族、地域に大きな負担を強いることになりました。また大手企業では、人件費増、自家発電活用、生産調整により、数億から数十億円のコストアップになった例もあると指摘されています。

2012年5月、わが国の原子力発電所はすべて稼働を停止し、このため、2012年夏の節電目標は当初、2010年比で関電△15%以上、九電△10%以上、四国△7%以上、中部、北陸、中国が△5%以上、そして北海道が△7%以上とされました。

しかしながら6月には、大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働が、周辺自治体の理解を得て決定されました。これにより節電目標は、関電管内は△10%以上、四国は△5%以上、中部、北陸、中国は数値目標を伴わない節電に緩和されました。3号機、4号機の再稼働により約440万kWの供給力増（原発236万kW＋揚水発電）となります。

2012年7月より、再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まりました。再生可能エネルギーの発電事業者や、再生可能エネルギーを自宅で発電する人からの電気の買い取りを、電力会社に義務づけるもので、国が定める期間、固定価格で買い取る一方、電力利用者に対しては、電力料金のほか、毎年度決定する賦課金（サーチャージ）を徴収するものです。

調達期間については、10kW以上の太陽光、風力と中小水力、バイオマスが20年、地熱が15年、他の太陽光が10年となりました。

1kWhあたりの買取価格は、太陽光42円、風力23.1～57.75円、地熱27.3～42円、中小水力25.2～35.7円、バイオマス13.65～40.95円とされています。これに伴う電力料金の賦課金は、2012年度には旧制度（余剰電力買取制度）の繰り越し分を含め、標準家庭で月額約87円（300kWh使用の場合）となっています。

この制度の導入により、再生可能エネルギーの出力量は、2011年度時点で約1,945万kWだったのが、2012年度には約250万kW増加する見込みとなっています。

東電では2012年4月より、大口向け電力料金を2円61銭/kWh値上げしましたが、9月には4月にさかのぼって、値上げ幅が2円36銭に圧縮されることになりました。また家庭・商店・事務所向けについては、9月より23.34円/kWhから25.31円に8.46%引き上げられることになっています。

⑥エネルギー・環境に関する選択肢

日本政府は2010年、公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、国内の温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減、2050年までに80%削減を目標とすることを明らかにしていました。

このため、原子力発電比率は2030年までに5割まで拡大する方針でしたが、東日本大震災における福島第一原子力発電所事故の発生により、政府は2011年7月、逆に原発依存度を低減させることを決定しました。このため、原発依存度の低減、エネルギー安全保障、地球温暖化対応、安定かつ低廉なエネルギー供給を両立させるエネルギー選択を改めて行っていかなくては

ならない状況にあります。

政府は2012年6月、「エネルギー・環境に関する選択枝」を発表しました。2030年における原発依存度について、ゼロ、15%、20～25%という3つのシナリオを提示し、それぞれの具体的な姿を描き、国民的議論を求めたものです。

*ゼロシナリオ…再生可能エネルギー比率を現状10%から30%に、化石燃料依存度は現状65%から70%に上昇。温室効果ガス排出量は1990年比16%減。より踏み込んだ政策で再生可能エネルギーを35%とすると、化石燃料依存度は65%、温室効果ガス排出量は23%減。

*15%シナリオ…再生可能エネルギー比率30%で、化石燃料依存度は55%、温室効果ガス排出量は23%減。

*20～25%シナリオ…再生可能エネルギーは25～30%、化石燃料依存度は50%、温室効果ガス排出量は25%減。

2. 東日本大震災からの復興

2011年3月11日に発生した東日本大震災の人的被害は、2012年7月現在、死者15,867名、行方不明2,903名、負傷者6,109名、震災関連死1,632名（2012年3月現在）、避難者約34万人に達しています。建築物被害も、全壊130,445戸、半壊264,110戸、一部破損722,600戸を数えるところとなりました。

東日本大震災の被害総額は約16.9兆円（内閣府推計・2011年6月24日）に達していますが、復興財源は、現役世代全体で負担することとなり、10年間の復興期間で実施する事業の規模は、少なくとも23兆円程度、とくに2015年度までの5年間の「集中復興期間」に実施する事業の規模については少なくとも19兆円程度が用意されることとなりました。

すでに2011年度1次から3次に及ぶ補正予算で、合計15兆円を超える予算、2012年度本予算で3.8兆円の予算が計上されています。

復興体制としては、復興庁が設置され、総理を議長とする閣僚級会合として復興推進会議、有識者会合として復興推進委員会が設けられました。主な政策ツールとしては、復興特区制度と復興交付金が創設されました。

復興特区制度は、復興推進計画、復興整備計画を地方自治体が作成した場合、規制・手続きの特例、税・財政・金融上の特例、土地利用再編の特例が受けられるようにするもので、地域の提案があれば、「国と地方の協議会」を経て、さらに特例が追加されます。

復興交付金は、被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業、関連事業に国の費用負担で資金供給を行うもので、水産・漁港関連施設整備、防災集団移転促進、公営住宅整備、農地整備、市街地液状化対策などに使用され、5千億円の国費が投入されることになっています。

しかしながら、2011年度1～3次補正の復興予算のうち、執行は6割に止まっており、4.8兆円が翌年度繰越、1.1兆円が不用とされています。2012年5月末までに復興推進計画は14件、復興整備計画は16件に止まっています。雇用面では、就職は進んでいるものの、2012年1月以

降、失業給付が終了した人が増えてきており、5月には、被災3県で1万人以上に達し、沿岸部では多くの地域で求職者数が増加しています。

3. 社会保障・税の一体改革

2011年9月に発足した野田内閣は、震災からの復旧・復興、原発事故対応を最優先課題としつつ、参議院における与野党逆転の状況の下で、社会保障と税の一体改革で野党に協力を求めていくことにしました。政府は2012年2月、社会保障・税一体改革大綱を閣議決定し、関連法案を国会に提出しましたが、2012年6月には、野党の自民党・公明党との修正協議で合意に至り、社会保障・税一体改革法案の修正案が衆議院を通過しました。

消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げることについては、政府案どおりとなりましたが、

- ・消費税の低所得者対策については、8%の段階で簡素な給付を行い、10%では、給付付き税額控除と複数（軽減）税率の両論併記。
- ・いわゆる景気条項については、政府案では名目成長率3%程度かつ実質成長率2%程度をめざした総合的な施策の実施が盛り込まれており、経済状況によっては「施行の停止を含め所要の措置を講ずる」とされていたが、さらに財政発動面での記載が強化された。
- ・消費税率引き上げによる税収増を財源に、基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化を図る年金交付国債は導入しない。
- ・所得税や相続税の課税強化については、2013年度税制改正論議で詰める。
- ・パート労働者の厚生年金加入要件は、現行で月収9.8万円以上となっているのを、7.8万円に引き下げる予定であったが、8.8万円におさめ、このため加入者増加数は、45万人から25万人に縮小する。
- ・最低保障年金の創設や後期高齢者医療制度の廃止については、新設する社会保障制度改革国民会議（有識者で構成）で検討し、中身についても三党合意に向け協議する。
- ・幼保一体の総合こども園については創設せず、従来の認定こども園の拡充で対処する。

こととなりました。

社会保障・税一体改革、とりわけ消費税率引き上げについては、民主党内で根強い反対があり、衆議院本会議の採決で、50名程度の議員が反対に回り、その多くが民主党を除籍され、新党を結成しました。

4. 経済動向

①生産、需要動向

2012年1～3月期には、実質GDPが前年比で2.8%成長となりました。しかしながら、東日本大震災前の2010年10～12月期の水準と比べると、わずかな成長に止まっています。内需は、

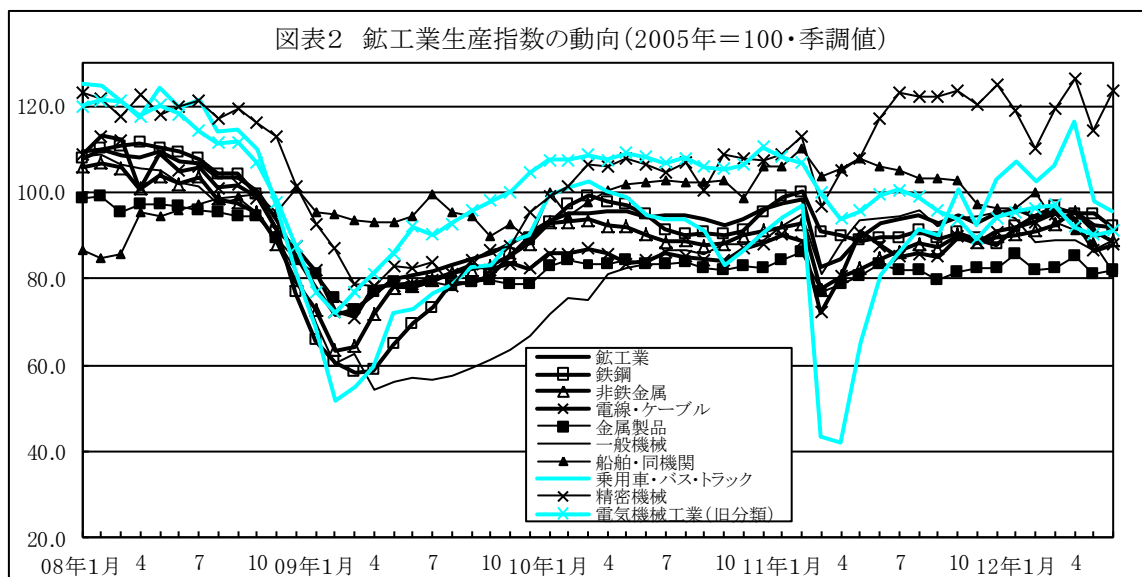
個人消費、住宅投資、設備投資ともそれぞれ堅調、輸出も震災前水準を上回っていますが、(成長率から差し引かれる) 輸入が大幅に拡大していることによるものです。ただし前期(2011年10~12月期)との比較では、住宅投資と設備投資がそれぞれ△1.5%、△2.1%の大幅マイナスとなっています。

図表1 GDP成長率の推移(前年比)

項目	2010年度 実績	2011年度 実績	2011年			2012年
			4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
国内総支出(名目)	1.1	△ 2.0	△ 4.1	△ 2.6	△ 2.4	1.4
内 需	1.2	0.3	△ 1.5	△ 0.6	0.0	3.2
同 寄与度	1.1	0.3	△ 1.5	△ 0.6	0.0	3.2
民 需	1.5	△ 0.3	△ 2.5	△ 1.3	△ 0.4	3.1
個人消費	△ 0.0	0.2	△ 1.7	△ 0.4	0.1	3.0
住宅投資	2.8	4.3	4.6	9.2	3.7	△ 0.2
設備投資	2.1	0.0	△ 2.9	△ 3.4	4.0	2.2
官 需	0.1	1.9	1.5	1.6	1.1	3.4
政府消費	1.6	1.3	1.2	1.3	1.1	1.8
公共投資	△ 6.1	3.7	2.8	1.1	0.8	9.3
外需(輸出-輸入)	・	・	・	・	・	・
同 寄与度	△ 0.0	△ 2.2	△ 2.6	△ 2.0	△ 2.4	△ 1.8
輸 出	14.4	△ 3.9	△ 8.1	△ 0.4	△ 5.2	△ 2.0
輸 入	15.5	11.2	9.7	13.6	12.1	9.4
国内総支出(実質)	3.2	△ 0.0	△ 1.8	△ 0.5	△ 0.6	2.8
内 需	2.4	1.0	△ 0.4	0.1	0.6	3.6
同 寄与度	2.4	1.0	△ 0.4	0.1	0.6	3.7
民 需	3.0	0.6	△ 1.1	△ 0.4	0.3	3.7
個人消費	1.5	1.1	△ 0.3	0.5	0.8	3.6
住宅投資	2.4	3.6	3.3	8.0	3.2	△ 0.2
設備投資	3.5	0.9	△ 1.6	△ 2.4	4.9	2.7
官 需	0.5	2.1	1.8	1.6	1.4	3.6
政府消費	2.3	1.8	1.8	1.6	1.6	2.0
公共投資	△ 6.7	3.1	1.7	0.1	0.4	9.3
外需(輸出-輸入)	・	・	・	・	・	・
同 寄与度	0.8	△ 1.0	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.2	△ 0.9
輸 出	17.2	△ 1.4	△ 5.5	1.2	△ 2.4	0.8
輸 入	12.0	5.3	3.5	5.3	5.8	6.5
GDPデフレーター	△ 2.0	△ 2.0	△ 2.4	△ 2.2	△ 1.9	△ 1.3

資料出所：内閣府「国民経済計算」

鉱工業生産指数は、2012年6月時点で、震災前の94%の水準まで回復しています。業種ごとでは、精密機械が震災前を上回り、電線・ケーブル、乗用車・バス・トラックもほぼ震災前の水準に近くなっていますが、電気機械工業、船舶・同機関は震災前の80%前後に止まっています。前月比では、鉱工業全体で△0.1%とマイナスとなりましたが、金属産業では、鉄鋼、非鉄金属、船舶・同機関、乗用車・バス・トラックでマイナスとなっています。



資料出所：経済産業省

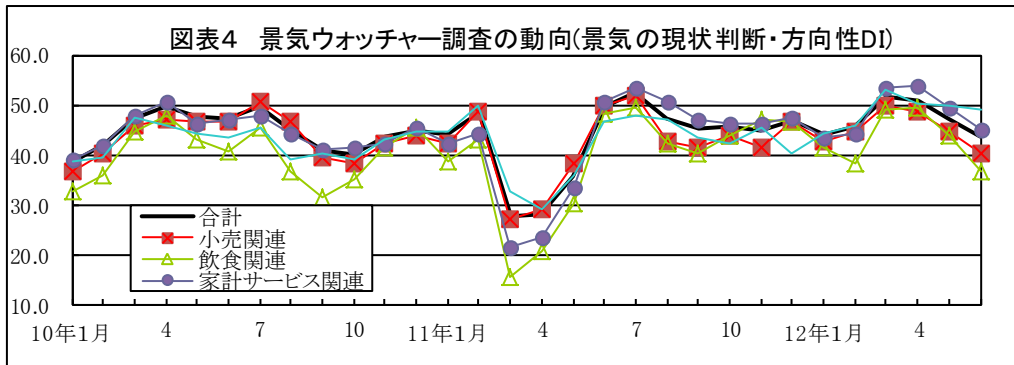
設備投資の先行指標である機械受注統計（船舶・電力を除く民需）を見ると、前年比でプラスが続いているものの、プラス幅は縮小傾向となっています。2012年1～3月期は3.3%、5月には1.0%に止まりました。機種別では、道路車両、航空機の大幅拡大が続いていますが、原動機、重電機、電子・通信機械などでマイナス傾向となっています。

図表3 機械受注の動向(前年比)

年・月	合計	機 種 別									船舶・電力を除く民需
		原動機	重電機	電子・通信機械	産業機械	工作機械	鉄道車両	道路車両	航空機	船舶	
2011年											
1～3月期	18.8	7.0	8.7	7.1	24.2	72.8	63.4	22.0	47.7	48.4	8.9
4～6	9.4	10.2	42.5	4.9	15.0	45.6	△ 34.0	△ 18.9	△ 10.0	△ 8.1	9.8
7～9	△ 2.5	11.9	△ 4.6	△ 4.1	2.2	34.3	15.1	14.9	△ 7.7	△ 71.1	5.8
10～12	1.4	△ 20.5	△ 1.6	△ 6.7	12.8	24.6	△ 34.1	30.7	14.6	17.6	6.7
2012年											
1～3月期	3.2	△ 4.7	△ 3.1	△ 8.5	24.9	△ 2.9	△ 64.2	13.7	38.2	△ 24.3	3.3
4	7.5	△ 10.1	68.8	0.7	0.1	△ 3.3	22.0	56.7	90.9	△ 23.8	6.6
5	△ 6.8	23.7	△ 51.7	△ 9.8	△ 6.7	0.3	3.1	66.9	21.2	21.4	1.0

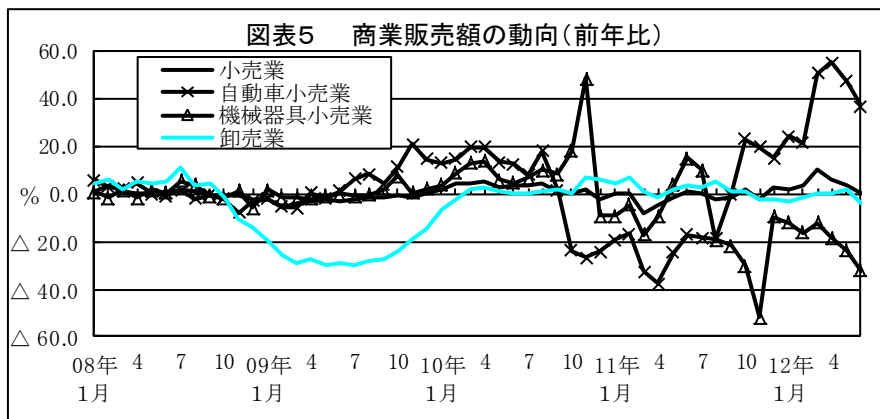
資料出所：内閣府

内閣府の景気ウォッチャー調査によれば、超円高が一服した2012年3、4月には、DI（良くなっている比率－悪くなっている比率）が50を超えていましたが、その後低下し、6月には43.8と震災直後以来の低水準となっています。小売関連、飲食関連の悪化がとくに著しい状況となっています。



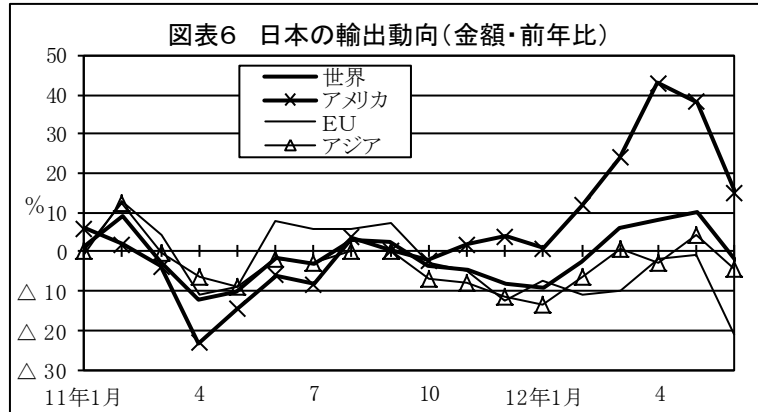
(注)1. 景気ウォッチャー調査は、経済活動の動向を敏感に観察できる職種の者を対象にしたアンケート調査。全員が「良くなっている」と判断すれば100、「悪くなっている」と判断すれば0となる。
2. 資料出所：内閣府

小売業販売額は、2011年10～12月期以降、前年比でプラスが続いていますが、伸び率は鈍化傾向となっています。電気製品を含む機械器具小売業は、大幅マイナスが続いています。卸売業は、2011年10～12月期以降前年割れが続いています。



資料出所：経済産業省

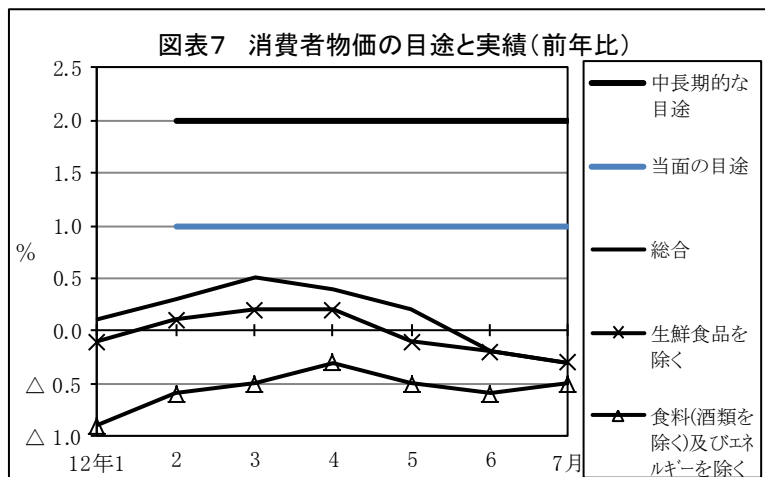
輸出は、一時的に1ドル=80円台を回復した2012年2、3月には、前々年比でプラスとなりましたが、その後は前々年の水準を維持できない状況となっています。2012年6月には、前年比 $\Delta 2.3\%$ 、前々年比 $\Delta 3.8\%$ で、輸出先では、北米、中南米、ロシア、ASEAN、アフリカ向けが前々年を上回っていますが、EU、中国向けは前年比でも減少しています。業種ごとでは、金属製品、船舶、科学光学機器のほかは、前々年を下回る状況となっています。



資料出所：財務省

②物価、雇用動向

消費者物価上昇率（総合）は2012年1月以降、プラスで推移していましたが、3月にはプラス0.5%だったのが、6月には△0.2%とマイナスに転じています。7月の推計値では、△0.3%となっており、デフレ脱却はもとより、日銀が物価上昇率の当面の目途とする「1%」からも程遠い状況にあります。



(注)1. 7月は都区部前月比からの推計値。

2. 資料出所：日銀、総務省統計局資料より、金属労協政策企画局で作成。

国内企業物価指数も、2012年3月まで前年比プラスで推移していたのが、5月には△0.7%、6月には△1.3%とマイナス幅が拡大しています。

雇用情勢は、有効求人倍率が2012年6月に0.82倍となり、リーマンショックの起こった2008年9月以来の改善となっています。新規求人数は前年比12.1%増となっていますが、金属産業の各業種では、総じてマイナスとなっています。完全失業率は4.3%と緩やかに改善しており、就業者数も4カ月ぶりに前月を上回っています。2012年1～3月期の非正規労働者数は1,805万人で、9四半期ぶりに前年を下回りました。雇用者に占める割合も35.1%で、前年を0.3ポイント下回っています。

図表 8 雇用動向の推移

年・月	労働力調査						雇用調整助成金等支給対象者数(万人)	有効求人倍率(季調値・倍)
	完全失業率(季調値・%)	就業者(季調値・万人)	失業者(季調値・万人)	非労働力人口(季調値・万人)	非正規労働者(万人)	雇用者に占める比率(%)		
2010年	5.1	6,257	334	4,452	1,756	34.4	年度1,003.4	0.52
2011	4.6	6,244	300	4,494	1,802	35.1	775.1	0.65
2011年 1月	4.9	6,264	324	4,455			63.4	0.60
2	4.7	6,284	311	4,451	} 1,810	35.4	61.9	0.61
3	4.7	6,250	309	4,485			61.7	0.62
4	4.7	6,237	310	4,501			47.8	0.62
5	4.6	6,228	304	4,514	} 1,767	34.3	53.1	0.62
6	4.7	6,232	305	4,505			76.4	0.63
7	4.7	6,231	304	4,506			103.6	0.65
8	4.4	6,220	288	4,519	} 1,795	35.2	98.7	0.66
9	4.2	6,239	272	4,520			81.7	0.67
10	4.4	6,244	290	4,499			65.4	0.68
11	4.5	6,253	292	4,487	} 1,834	35.7	54.1	0.69
12	4.5	6,250	295	4,487			48.8	0.71
2012年 1	4.6	6,259	305	4,537			49.2	0.73
2	4.5	6,288	298	4,513	} 1,805	35.1	49.4	0.75
3	4.5	6,271	297	4,534			46.8	0.76
4	4.6	6,255	299	4,547			40.7	0.79
5	4.4	6,245	289	4,556			41.9	0.81
6	4.3	6,272	281	4,538			42.4	0.82
前年差	-0.4	40	-24	33			-34.0	0.19

(注)1. 特記なきものは原数値。

2. 資料出所：総務省統計局、厚生労働省

II. 国際政治・経済情勢

1. 欧州経済危機

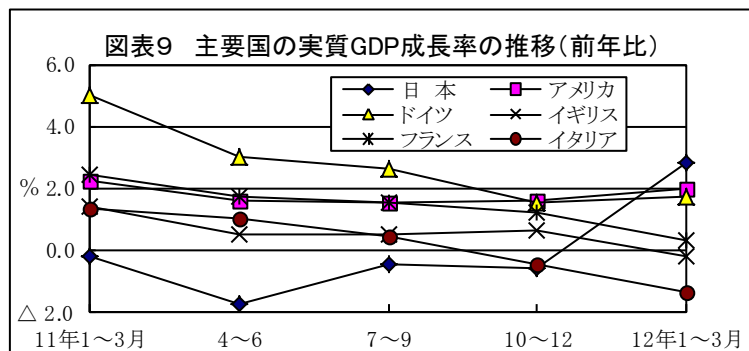
EUは、欧州経済危機に対応するため、ユーロ加盟国の国債を新たに購入する投資家に対する損失補填などを行う欧州金融安定基金の拡大、欧州の銀行の資本増強、民間銀行の保有しているギリシャ国債の元本カット、ギリシャへの融資など、包括的な対策を相次いで打ち出してきました。通貨と金融政策を統合した地域では、財政の統合が不可欠になることから、2012年3月には、イギリス、チェコを除くEU25カ国は、毎年の財政赤字をGDPの0.5%以内に抑える、憲法や法律に財政赤字目標を明記する、目標から外れた場合、欧州委員会の定める原則に基づいて修正を求められる、などを内容とする新財政条約に調印しました。しかしながら、新条約は当初意図していたものよりも強制力は弱いものとなりました。

ギリシャ支援の大前提となるギリシャの財政再建については、公務員による緊縮反対ストなどが相次ぎ、2011年11月にはパパンドレウ首相が退陣と引き換えにやっと緊縮財政に合意することができましたが、2012年5月に行われた総選挙では、急進左派連合など反緊縮の野党が過半数を獲得、ギリシャ危機は再び泥沼に落ち込むこととなりました。6月の再選挙では緊縮派が勝利したものの、財政再建の実現はきわめて危ぶまれる状況となっています。

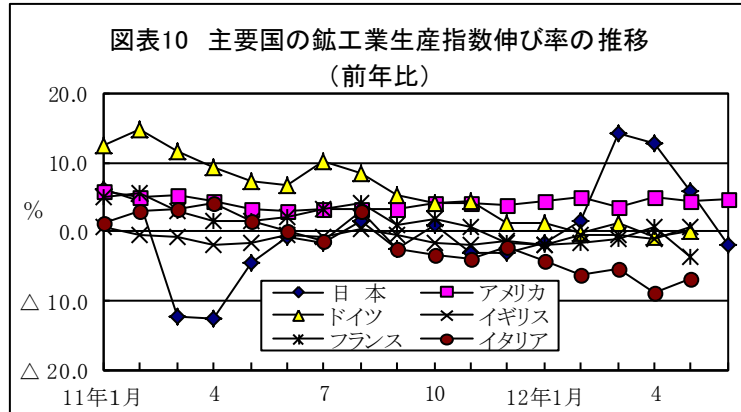
2012年6月に開催されたEU首脳会議、ユーロ圏首脳会議では、銀行監督をECB（欧州中央銀行）に一元化する、欧州金融安定基金の後継組織として7月に発足する欧州安定メカニズムにおいて、政府を経由しない銀行への資本注入や南欧国債の買い入れを行うことなどが合意されましたが、ユーロ加盟国が共通の債券を発行するユーロ共同債の創設は合意されていません。

欧州経済危機は、経済力の異なる国々が通貨統合によって、域内を固定相場にするというユーロ体制そのものに起因していることから、根本的な解決の道筋が見えないところとなっています。

IMF（国際通貨基金）の予測（2012年7月）によると、2012年の実質GDP成長率は、ユーロ圏△0.3%、イギリス0.2%、ユーロ圏の中では、ドイツ1.0%、フランス0.3%、スペイン△1.5%などとなっています。4月時点の予測に比べ、ドイツ、スペインは上方修正されていますが、イギリスは大幅下方修正、フランスも小幅な下方修正となっています。



資料出所:内閣府

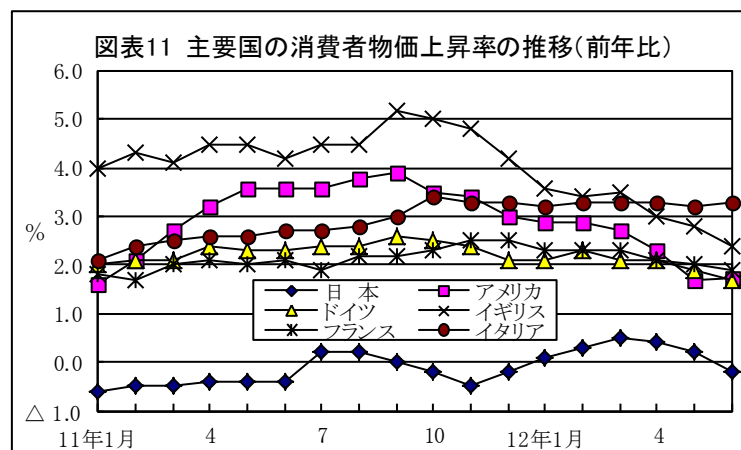


資料出所:内閣府

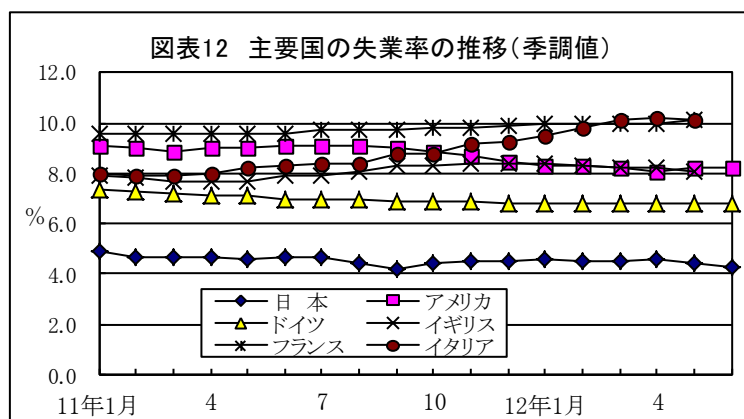
2. アメリカ政治・経済の動向

2012年11月の選挙で再選をめざしているオバマ大統領は、政権最大の成果と言われる医療保険改革について、最高裁から合憲の判断を勝ち取りましたが、雇用面での成果があがっていないことがマイナス要因となっています。また野党・共和党も、2010年の中間選挙以降の法案成立の歴史的な少なさが、下院で多数を占める共和党の強硬さにあることから、積極的な支持を得ることができず、大統領選挙は接戦と見られています。

アメリカ経済は、2011年から2012年にかけての冬がまれに見る暖冬であったため、経済活動が活発となり、その反動もあって、春先以降景気指標の悪化が見られました。2012年6月のISM（米供給管理協会）の製造業景況指数では、2009年7月以来の低水準となり、同月の非農業雇用者数増加数（前月差）も8万人に止まり、予想を下回るものとなっています。しかしながら、景気の下押し要因が一巡していることから、4～6月期に景気は底入れし、緩慢ながら持ち直しの動きを見せるものと考えられています。FRB（連邦準備制度）も、必要な場合には追加金融緩和に踏み切る強い姿勢を見せています。2012年7月にアメリカ行政管理予算局が発表した2012年の実質GDP成長率見通しは、2.3%となっています。



資料出所:内閣府



資料出所:内閣府

3. アジア経済の動向

①中国

中国では、2012年4～6月期の実質GDP成長率が前年比7.6%となりました。目標成長率7.5%を上回っているものの、2009年1～3月期以来の低成長となっています。中国政府は2012年5月以降、省エネ家電に対する財政補助金の支給、6月、7月と2カ月連続の利下げ、大規模公共プロジェクトの認可加速など、景気刺激策を打ち出しており、景気は2012年1～3月期を底として、持ち直しに転じたものと見られています。下半期は8%台前半の成長率が予測され、2012年全体としては8%程度の成長が見込まれています。

消費は、最低賃金の引き上げによる農村部を中心とした所得向上などもあり、底堅く推移しています。不動産販売は、マイナスが続いているものの、マイナス幅は縮小傾向に転じています。輸出は、欧州経済危機の打撃が大きいものの、2012年1～3月期に前年比7.6%だったのが、4～6月期には10.5%と持ち直しの動きが見られます。

2012年秋の共産党大会とその際の政権指導部の世代交代に向け、必要な場合には一層の景気刺激策をとってくるものと見られています。

②韓国

韓国では2012年の実質GDP成長率の予測について、6月末、それまでの3.7%から3.3%に下方修正しました。韓国ではウォン安政策を続けてきましたが、輸出は中国の景気減速などもあり、2012年1～6月期で前年比0.7%増と大幅に鈍化しています。不動産価格の下落もあり、家計の借金が膨張、資金繰りが悪化し、個人消費も大幅マイナスとなっています。このため2012年7月には、ウォン安維持と変動金利低下による家計の負担軽減に向け、3年5カ月ぶりに政策金利の引き下げを行いました。

③タイ

タイでは、大洪水の影響により、実質GDPが2011年10～12月期に前年比△8.9%の大幅マイナス成長となりました。2012年1～3月期も0.3%の成長に止まっています。しかしながら鉱工業生産指数は、2011年9月から2012年4月まで前年割れが続いていたのが、5月には5.5%のプラスに転じました。

④インドネシア

インドネシアでは、個人消費、設備投資などを中心に景気拡大が続いています。実質GDPは6%台の成長が続いており、2012年1～3月期も前年比6.3%、2012年全体では6.5%程度の成長と見られています。しかしながら、輸出がマイナスに転じる一方、輸入は好調な内需により増加が続いており、経常収支は赤字が続くものと見られています。

⑤ベトナム

ベトナムでは、2011年の実質GDP成長率が5.9%でしたが、2012年に入ると、1～3月期、4～6月期とも前年比4%台に鈍化しており、6～6.5%とされている目標の達成は困難と見られています。鉱工業生産指数では、2012年3月から5月にかけてやや伸び率が鈍化しましたが、6月には前年比8.0%に回復しています。ベトナムの貿易収支は赤字傾向が続いていますが、輸出、輸入とも鈍化していることから、貿易赤字は縮小しています。

⑥インド

インドでは、2011年に7.5%だった実質GDP成長率が、2012年1～3月期には前年比5.3%に鈍化するなど、経済の減速が続いています。鉱工業生産指数の伸び率も、2012年に入ると大幅に鈍化しており、とりわけ自動車を中心とした耐久財の落ち込みが懸念されています。6月には金融緩和が予想されていましたが、消費者物価上昇率が7%台で高止まりしていること、通貨ルピー安が続いていることから見送られています。

インドでは、総合小売業への直接投資解禁の撤回、2008年に行われた携帯電話周波数の事業者割当の無効判決、財政赤字削減計画の1年先送り、所得税法の1962年に遡った改正と遡及課税、要件があいまいなまま「容認できない租税回避行為」への課税が強化されるなど、投資家の不安を招く施策が相次いで実施されたため、資本流入が停滞し、ルピーの急落を招いています。このためシン政権は、シン首相が財務相を兼任するなど、投資家に信頼される改革政策に着手する姿勢を見せています。

図表13 アジア諸国の経済指標(失業率以外は前年比)

(%)

国名	実質GDP成長率		鉱工業生産指数伸び率			消費者物価上昇率			失業率			
	11年	2012年	11年	2012年		11年	2012年		11年	2012年		
韓国	3.6	1~3月 2.8	6.9	1~3月 5月	△ 3.2 2.6	4.0	1~3月 4~6月 6月	3.0 2.4 2.2	3.4	1~3月 5月	3.1 3.2	
台湾	4.0	1~3月	0.4	5.0	1~3月 5月	△ 4.7 △ 0.2	1.4	1~3月 4~6月 6月	1.3 1.7 1.8	4.38	1~3月 5月	4.16 4.25
シンガポール	4.9	1~3月 4~6月	1.6 1.9	7.8	1~3月 5月	△ 0.8 6.6	5.2	1~3月 5月	4.9 5.0	2.0	1~3月	2.1
タイ	0.1	1~3月	0.3	△ 9.3	1~3月 5月	△ 6.9 5.5	3.8	1~3月 4~6月 6月	3.4 2.5 2.6	0.7	1~3月 5月	0.7 0.9
マレーシア	5.1	1~3月	4.7	1.4	1~3月 5月	3.2 7.6	3.2	1~3月 4~6月	2.3 1.7	3.1	4月	3.0
フィリピン	3.9	1~3月	6.4	2.1	1~3月 5月	7.2 4.7	4.7	1~3月 4~6月 6月	3.1 2.1 2.8	7.4	1~3月 4~6月	7.2 6.9
インドネシア	6.5	1~3月	6.3	4.1	1~3月 4月	4.0 6.9	5.4	1~3月 5月	3.7 4.5	6.6	1~3月	6.3
中国	9.2	1~3月 4~6月	8.1 7.6	13.9	1~3月 6月	11.6 9.5	5.4	1~3月 4~6月 6月	3.8 2.9 2.2			
インド	6.9	1~3月	5.6	2.8	1~3月 5月	0.5 2.4	8.4	1~3月 5月	7.2 10.2			

(注)1. 失業率は季調値、ただしタイ以下の国々は原数値。

2. 資料出所：内閣府

Ⅲ. 国際労働運動の動向

1. 主要動向

①インダストリオールの結成

2012年6月18日から20日の日程で、デンマーク・コペンハーゲンにてIMF（国際金属労連）、ICEM（国際化学エネルギー鉱山一般労連）およびITGLWF（国際繊維被服皮革労組同盟）が統合し「インダストリオール・グローバルユニオン」を結成する世界大会が開催されました。この統合により、世界140カ国5,000万人の組合員を擁する世界最大のGUF（グローバル・ユニオン・フェデレーション：国際産業別労働組合組織）が誕生しました。

結成大会では、2012年から2016年までの4年間を「移行期間」とし、その間の運動をリードする60名の執行委員を選出しました。この執行委員数は、移行期間終了後40名に削減されることがすでに確認されています。また、新組織の会長にドイツのIGメタル（金属産業労働組合）のベルトホルト・フーバー会長を、新組織の書記長にIMF書記長であったユルキ・ライナ氏をそれぞれ選出しました。

インダストリオール・グローバルユニオンは、スイス・ジュネーブに本部を持ち、IMFが保有していたロシア・モスクワ、ウルグアイ・モンテビデオ、南アフリカ・ヨハネスブルク、インド・ニューデリーの地域事務所を引き継ぎ、さらにシンガポールに東南アジア太平洋地域事務所を設置します。

統合にあたってこの大会では、「より強力な組合の構築」「組織化と組合員数の増加」「労働組合権を求める闘い」「不安定労働との闘い」「グローバル資本に立ち向かうための組合の力の強化」「産業政策と持続可能性の促進」「社会的公正とグローバル化」「権利平等と女性の参加」「安全な職場」「民主主義と包括性」という各項目を含むアクションプランを採択しました。また、「不安定労働」「スペインの鉱山労働者の闘争」「フィジーの労働組合弾圧」に関する緊急決議が提案・採択されました。フーバー会長は結成大会の閉会にあたり、「対政府・企業の取り組みを強化」「組合員の代弁者になる」「不安定労働への取り組み強化」「グローバルな労組ネットワーク構築」「組織化」を優先課題として挙げました。

②アジア地域の最低賃金引き上げとその影響

アジア地域では経済成長に伴う物価上昇により、賃金引き上げ圧力も高まっています。一方で、経済成長の成果の労働者への分配が不十分であることを背景に、社会的格差が拡大している状況にあります。このような中、最低賃金の引き上げを求める声が、労働組合を中心に高まっており、対政府要求の行動などが繰り返されています。

【インドネシア】

2011年中に最低賃金の引き上げについて、三者構成の賃金審議会でも議論されていましたが、当初より最低賃金引き上げ水準の目安となる生計費の算定方法や基準について労使間で対立が続いていました。最終的には、地域別最低賃金で10%から20%、産業別最低賃金で最高30%の

引き上げという結果となりましたが、経営側代表であるAPIINDO（インドネシア経営者協会）が裁判所に異議申し立てと差し止めを求めて提訴しました。

これに対し労働組合側は一斉に抗議の声をあげました。とくにこの異議申し立てを行ったのがAPIINDOブカシ地域支部であったことから、ブカシでは労働組合による激しい抗議行動が繰り広げられました。労働組合は1月末には数日にわたってチカンペック料金所周辺の高速道路および料金所を占拠、周辺の工業団地への物流が長時間にわたり滞る事態となりました。

経済調整大臣による調整の結果、「地域別最低賃金の実施」「2013年の最低賃金の算定基準について政労使で話し合う」「労働組合は高速道路占拠を行わない」などの内容で合意、最低賃金は施行されることとなりました。

その後、労働組合は「最低賃金実施の監視」として、工業団地入居企業を中心に最低賃金が守られているか否かを調査、守られていない場合には近隣の企業を巻き込むような形（組合員の動員など）で会社に遵守させる取り組みを行っています。

なお、経済調整大臣の調整で合意された「2013年の最低賃金の算定基準について政労使で話し合う」ということについて、2012年7月時点でもまだ何も行われていないことから、2012年後半から2013年前半にかけても同じような問題が発生するのではないかと、使用者側は懸念しています。

【タイ】

2012年4月からバンコク地域を中心に最低賃金が1日300バーツに引き上げられました。政府の方針では、この引き上げに加えて、2013年4月からは全国一律で1日あたり300バーツに引き上げられることになっており、現在各県で段階的に引き上げが行われています。この方針は現政権が公約として掲げた内容であり、「人気取り政策」であると経営側を中心に批判の声もあります。また、全国一律化となると、場所によっては30%以上の最低賃金引き上げとなり、物価への影響も懸念されています。

【フィリピン】

フィリピンの最低賃金は、マニラ首都圏で1日あたり382ペソから404ペソへ、22ペソ引き上げられています。これは2010年6月以来2年ぶりの引き上げでした。これに対し経営側は、「フィリピンの最低賃金は、ベトナム、カンボジア、インドネシア、タイよりも高い」「経済界は15ペソの引き上げなら支持するが、22ペソは予想外だった」と不満の声をあげました。また、KMU（5月1日運動）は全国一律125ペソの最低賃金引き上げを要求していました。この引き上げに対し、「1キロ当たり約28～32ペソのコメを買うことすらできない」と主張しました。

【その他の国の状況】

フィリピンのNWPC（全国賃金生産性委員会）では、最低賃金の各国比較（2012年6月11日現在）を公表しました。アジア太平洋各国の最低賃金の状況は下記のとおり。

国／都市（通貨）	1日あたり最低賃金		月あたり賃金	
	各国通貨	USドル換算	各国通貨	USドル換算
カンボジア （リエル）	8,449.36	2.03	253,492.82	61.00
ベトナム（ドン）	46,666.67 - 66,666.67	2.20 - 3.14	1,400,000 - 2,000,000	66.02 - 94.31
インドネシア／ジャカルタ（ルピア）	27,916.67 - 50,971.67	2.93 - 5.35	837,500 - 1,529,150	87.94 - 160.56
中国／北京（人民元）	25.33 - 50.00	3.99 - 7.87	760.00 - 1,500.00	119.61 - 236.07
タイ／バンコク（バーツ）	222.00 - 300.00	6.92 - 9.36	6,660.00 - 9,000.00	207.70 - 280.67
フィリピン／マニラ首都圏（ペソ）	409.00 - 446.00	9.36 - 10.21	12,270.00 - 13,380.00	280.76 - 306.15
台湾（新台湾ドル）	596.00	19.69	17,880.00	590.58
香港（香港ドル）	224.00	28.87	6,720.00	865.99
韓国（ウォン）	36,640.00	30.71	1,099,200.00	921.24
日本（円）	5,160.00 - 6,696.00	64.86 - 84.16	154,800.00 - 200,880.00	1,945.67 - 2,524.84
ニュージーランド（ニュージーランド・ドル）	86.40 - 108.00	66.53 - 83.16	2,592.00 - 3,240.00	1,995.84 - 2,494.80
オーストラリア（オーストラリア・ドル）	124.08	123.17	3,722.40	3,695.06

③日系企業の海外現地法人における労使紛争の新たな形態

【日本国内の親会社に労働組合のないケース】

タイで工場を設立した電機電子大手A社では、従業員が労働組合の設立をめざし組織化活動を行ってきたものの、会社側は勤務態度が悪いなどとして労働組合設立発起人を含む50名余りの従業員を解雇するという案件が発生しました（2011年12月）。労働組合側は復職を要求しており、この問題はタイ国国会でも取り上げられ、労働保護・社会保障省の労働委員会での審判が行われていました。

この企業は日本国内に労働組合がないことから、金属労協は本社のCSR室を通じて申し入れを行い、対処を求めてきました。タイ国内においてもIMF加盟組織であるTEAM（タイ電子・電気機器・自動車・金属労働組合総連合）やACILS（アメリカ国際労働連帯センター）などの組織が対応してきましたが、2012年6月、上記労働審判は「労働者の訴えを却下する」との判断を下しました。

【日本人が現地で起業したケース】

日本人がフィリピンで起業した会社であるB社では、労働組合の設立に関与した労働組合役員が退勤途上で銃によって殺害されるという事件が発生しました。フィリピンの人権NGOや地域の労働組合は、この会社が労働組合結成時からいやがらせや、労働組合活動への妨害を行ってきたとして、「この殺害には労働組合活動に関連した動機があるのではないかと考えている」としています。現時点でも容疑者の特定、動機、背後関係など一切判明していません。

【国内資本の企業で日系企業のサプライヤーであるケース】

インドネシアで自動車部品等を製造するC社は、現地資本の企業であるが、ここでも労働組合を結成しようとした労働者が解雇される労使紛争が発生しました。この紛争に対し、インドネシアのIMF加盟組織であるFSP-LOMENIK（金属・機械・電機電子労連）はC社が部品を納入している主要日系バイク・乗用車メーカーの企業から復職の圧力をかけるよう、金属労協に要請しています。金属労協ではこのような紛争が発生していることを加盟組織を通じて通知し、状況把握に努めているところです。

④欧州危機への労働組合の対応

2009年10月のギリシャでの政権交代による粉飾決算の暴露から、欧州全体に債務危機が広がることが懸念されており、中東欧諸国、スペイン、ポルトガル、イタリアなどでも大きな影響が出ています。各国政府はギリシャに対する金融支援とともに、財政緊縮策を要求しており、ギリシャでは財政緊縮に直接影響を受ける公務員の労働組合を中心に、ナショナルセンターや経営者も巻き込んで、大規模な抗議行動を繰り広げました。スペインにおいても2大ナショナル・センターが抗議デモを行い、緊縮財政への反対を表明しています。ドイツのインダストリアル加盟組織であるIGメタル（金属産業労働組合）は、ギリシャ支援への支持を表明していますが、緊縮財政には反対しており、大規模な景気刺激策の即時導入を求めています。

2012年3月1～2日の欧州サミットの前日の2月29日には、欧州全土でデモ、集会、キャンペーンが開催されましたが、ETUC（欧州労働組合連合）も全域の労働組合に行動デーへの参加を呼びかけました。この行動デーにはユーロ圏内外の27カ国以上の労働組合が参加しました。ベルギー・ブリュッセルの欧州連合本部前では、数百人の労働組合からのデモ参加者が「緊縮財政の代替策は必ず見つかる」と強力なメッセージを発信しました。またETUCは雇用と成長に関する政労使社会サミットに参加し、持続可能な経済を開発し、質の高い雇用を創出する欧州刺激計画を要求しました。

⑤IFA（国際枠組み協約）の締結状況

欧州以外の自動車産業の企業で初めてIFAが締結されました。このIFAはUAW（全米自動車・農業機器・航空宇宙労働組合）とフォード経営側が1年以上にわたって交渉し、4月25日に締結に至ったものです。同時にフォードは、「フォード世界情報共有委員会」にも同意しました。このフォーラムでは年1回、世界中のフォード現場から労働者代表と労働組合員が集まり、情報を共有したり相互援助について議論したりすることができるものです。

また7月31日には、ドイツの電機産業企業大手のシーメンスでもIFA/GFA（グローバル枠組み協約）が、シーメンス社とシーメンス従業員代表委員会、IGメタルおよびインダストリアル・グローバルユニオンの間で締結されました。

2. ILO（国際労働機関）

①事務局長選挙

2012年5月28日実施されたILO事務局長選挙では、9名の候補者の間で6回にわたる投票が行われた結果、ガイ・ライダーILO国際労働基準総局長／事務局長代行（前ITUC書記長）が選出されました。労働組合出身者からILO事務局長が選出されるのは、これまでのILOの歴史で初めてのことであり、今後ディーセントワークなどの重要課題にどのように対応し、発展させていくことになるか、注目されています。

②基準適用委員会における経営側のボイコット

ILO総会では、ILOの基準適用委員会において、ILO条約の適用状況に問題がある国について、個別審査が行われることになっており、この個別審査は、専門家委員会において、問題があるとされた案件のうち、25件ほどをとりあげることになっていますが、使用者側は、三者構成ではない専門家委員会が、ILO条約に明白な規定のないスト権について、団結権に当然含まれるものとして取り扱っていることについて異議を唱え、2012年は個別審査ができないう事態になりました。2012年の個別審査の対象の候補であった約50件については、対象国に報告書を提出させることになりましたが、労働側は「個別審査ができなかったのは、ILO始まって以来であり、条約の適用を進めるILOのシステムに対する重大な攻撃である」としています。

③ビルマの強制労働違反に対する措置の見直し

1998年、ILOはビルマ政府に対し、強制労働を規定している国内法の改正、軍による強制労働の撤廃、強制労働加害者への厳格な処罰の3点を勧告しました。2012年第101回総会において、ビルマ政府は上記の勧告を踏まえた措置を実施中であると報告し、さらにビルマ政府とILOが、強制労働の撲滅に向けた3年間の活動計画について合意したことが報告されました。このようなことから、ビルマ政府は、ビルマ制裁の根拠となっているILO総会1999年決議と2000年決議の解除を求めました。労働側は強制労働撲滅に向けた政府の最近の努力は評価するものの、強制労働は依然として続いているためFTUBのビルマ国内での自由な活動、海外からの投資における国際的労働基準確保、来年の総会での特別審議、の3点を求めました。

議論の結果、1999年決議のすべてと2000年決議の一部が解除されました。2000年決議のうち、「ILO加盟国政労使は、ビルマと関係を持つことが強制労働の仕組みの永続化または拡大につながらないように、その関係を見直し、適当な措置を講じる」という項目を1年間延長するとし、2013年の総会でビルマ問題を取り上げることを検討することとしました。

④ILO年次報告書「世界の雇用情勢2012－仕事の危機の深刻化を防ぐ」

ILOは2012年2月、雇用情勢に関する年次報告書を発表、その中で「労働者は毎年約4,000万人のペースで増加しており、今後10年間に4億人を超える新規雇用が必要」「全世界で労働者の3人に1人、11億人が失業しているか、貧しい暮らしをしている」「9億人の定収入労働者の

約半数が1日1.25USドル以下の極貧生活を送っている」「脆弱な雇用についている労働者数は2011年に15億2,000万人となり、2000年以降1億3,600万人増加した」「女性の50.5%、男性の48.2%が脆弱な雇用に就いている」「ラテンアメリカとアジアの新興経済では、好ましい経済条件のおかげで雇用創出率が労働力成長率を上回り、内需を下支えしている」と述べています。その上で、実体経済における雇用創出を最優先課題にすること、貧困線以下の労働者のためのディーセントな雇用の創出が必要であると述べています。

3. OECD

①多国籍企業ガイドライン改訂

2011年、多国籍企業ガイドラインが改訂されました。今回の改訂の重要な項目は、人権の項目の追加、問題の未然防止に向けての企業の仲介、「予見される問題に対する事前の対応（デューデリジェンス）」という概念が導入されたことです。たとえば「仲介」については「製品の取引先で児童労働が行われていたら、企業はそれをやめさせなければならない」「またその取引先企業において、自社には供給されていない別の製品を作っている工場で児童労働が行われていたら、それについても企業は緩和する方法を探らなければならない」というような解説がなされています。この改訂に合わせ、関係者が問題提起を行う窓口であるNCP（ナショナル・コンタクト・ポイント：各国窓口組織）の機能強化が求められています。

4. 各国情勢

①アジア太平洋

【フィジー】

（軍事政権による労働組合弾圧）

2006年12月、バイニマラマ国軍司令官が無血クーデターを起こし、暫定首相に就任しました。暫定政府は2009年3月までに総選挙を実施することを公約としましたが、その公約は実施されず、2009年4月には憲法を停止、出版・放送・集会への制限を含む緊急事態令を発布しました。それにより労働組合も集会の開催に大きな制限を受けています。またFTUC（フィジー労働組合会議）や工場・商業全国労働組合など労働組合幹部が数次にわたる不当な逮捕、監禁といった労働者の権利の侵害や、不当な暴力を受けています。2012年1月に緊急事態令は解除されましたが、暫定政府は新たに新公共秩序令を発布、警察が自由に労働組合の集会を解散させることができるようになる強権を付与しています。

IMFをはじめとする国際労働運動は、フィジーの軍事政権による労働組合弾圧に対し、即時停止するよう要求するなどの取り組みを行ってきました。とくにオーストラリアやニュージーランドの労働組合は、物心両面で大きな支援を提供しています。それに対し、政府は2012年9月から1年間かけて新憲法制定と選挙制度改革の作業を行い、2014年9月に総選挙を実施す

るとしています。また、2012年5月12日にはフィジーの首都ナンディで、政府の監視が付いたものの、FTUCが第44回定期大会を開催するなど、民主化の動きもあります。

【インド】

(数百万の労働者が参加したゼネラルストライキ)

2012年2月28日、インドのすべてのナショナルセンター(BMS、INTUC、AITUC、HMS、CITU、AIUTUC、AICCTU、UTUC、TUCC、LPF、SEWA)の指令によるゼネラルストライキは、数百万人の労働者が参加し、インド各地で行われました。このストライキでは、「物価上昇を抑えるために具体的措置を講じること」「雇用を創出するために具体的措置を講じること」「すべての基本的な労働法を例外・免除なく厳格に実施し、違反に対して厳しい罰則処置を科すこと」「未組織部門労働者に制約のない普遍的な社会保障を提供し、適切な資源による国家社会保障基金を設立すること」「社会戦略に基づく中央・州レベルの営利国営企業への投資引き揚げを中止すること」「永続的・長期的な仕事の契約労働化を禁止し、当該産業・事業所の正規労働者と同じ金額の賃金・給付を契約労働者に支払うこと」「最低賃金法を修正して賃金表に関係なく普遍的な適用を確保し、法定最低賃金を(物価スライド制で)1万ルピー以上に設定すること」「ボーナスや準備基金の支払いや受給資格の上限をすべて撤廃し、給与金を増額すること」「すべての人々に年金を保証すること」「45日以内の労働組合登録を義務づけ、ILO第87号条約(結社の自由)と第98号条約(団結権・団体交渉権)を直ちに批准すること」の10の要求項目を掲げました。

【インドネシア】

(アウトソーシングに違憲判決)

2012年1月27日、インドネシア憲法裁判所は、ある電気検査員が自身の常用雇用が外部委託労働者に奪われたのは憲法違反である、として訴えた裁判で、「外部委託労働は違憲であり、インドネシア憲法に謳われた労働者の権利を侵害する」との判断を示しました。この判断は2003年労働法に定める臨時労働者と外部委託に関する裁定を破棄したことで、多くの契約労働者が手当、退職金、社会保障などの権利を取り戻すことができるようになります。

【マレーシア】

(契約労働の合法化制限)

2011年末、1955年雇用法が修正され、労働請負の合法化が導入されましたが、労働組合の反対により、導入が制限されることになりました。マレーシア人的資源省は、2012年3月7日、「労働請負業者を合法化した先般の労働法修正は農園部門だけに適用されることになり、その他のすべての部門は適用対象外となる」と発表しました。この修正はMTUC(マレーシア労働組合会議)の強力な反対にもかかわらず導入された経緯があり、IMF加盟組織は、「この法律が有効である限り、使用者は法律に基づいて労働請負業者を使用することができる」として修正の全廃を求めています。

【パキスタン】

(2012年労使関係法可決)

パキスタン国民議会は2012年3月14日、2012年労使関係法を可決しました。2010年4月に行われた憲法修正で、労使関係に関する法制度の制定の権限が、連邦政府から州政府に移管されたことによって、州を越えた労使紛争、全国的な産別労働組合やナショナルセンターの登録・規定を管轄する機関であるN I R C（全国労使関係委員会）が廃止されてしまい、全国的な労働組合の法的地位が失効する可能性など、労使関係に係る司法の空白が生じてしまいました。労働組合は、この司法空白に対し抗議行動で対応してきました。この労使関係法の可決によって、N I R C廃止と全国的労働組合の法的地位の失効は回避されることとなりました。またこの法律はパキスタンの労使関係の安定化に寄与するものと見られています。

②欧 州

【EU】

(欧州社会憲章締結50周年)

欧州の人々の生活・労働条件の向上が見られた項目リストが2011年11月、E S C（欧州社会憲章）50周年記念に併せて公表されました。E T U C（欧州労働組合総連合）は、E S Cが1961年10月18日に欧州評議会で採択されてから今日まで、いかに労働者の基本的権利を擁護してきたかについて記述した決議を採択し、特に現在の経済危機のもと加盟各国が憲章の基本に立ち戻るよう要求しました。

【オーストリア】

(25年ぶりのストライキ)

オーストリアの秋季団体交渉は、伝統的に他の産業分野での交渉のパターンセッターとなっていた金属産業において、交渉が膠着したことにより幸先の悪い開始となりました。200社の約10万人の労働者が警告ストライキに参加しました。この問題は労使代表者間の非公式会議のあとでようやく解決し、平均で4.2%の賃金引き上げおよび月あたり最低賃金を1,583ユーロとするという合意に至りました。

【チェコ】

(最低賃金交渉の動向)

2011年12月、チェコ政府は労働・社会問題相と経済社会合意三者構成審議会での合意による最低賃金の引き上げ案を却下しました。政府は、最低賃金引き上げは経済にマイナスの影響を与えかねないとして、労働組合側の反対を押し切りました。経営者団体も2012年には最低賃金の引き上げが必要ではないかと容認しているにも関わらず、チェコの最低賃金は2007年1月から据え置かれたままです。

【デンマーク】

(全国産業交渉の動向)

2012年初め、デンマークの製造産業の労使団体であるC Oインダストリ（中央産業組織：3 F、デンマーク金属労働組合、商業・民間労働組合など8組織が加盟）とD I（デンマーク経営者連盟）は、2010年に締結した2年間の団体協約の更新に向け団体交渉を開始しました。2012年までには経済危機の影響が緩和されていることが期待され、新規の協約交渉は引き上げ傾向になるのではないかとのことから、2010年締結の団体協約は2年間のみ適用するというものですでに合意されています。しかし、経済危機の影響は緩和されておらず、2012年の交渉もその影響を受けることになると見られていました。

この団体交渉は、2月11日から12日にかけて長時間、集中的に行われ、合意に至りました。今回の団体協約の協約期間は、2012年3月1日から2014年3月1日までで、製造業労働者24万人、約6,000社に適用されます。この団体協約は地方レベルや企業別協約の基礎となる枠組み協約です。最低賃上げ額を2012年3月1日および2013年3月1日から時間あたり0.18ユーロ、困難作業手当が毎年1.4%増額、養成工、訓練工およびインターンの賃金を毎年2.25%引き上げ、景気後退期の労働時間短縮の実施にあたって賃金全額支給による訓練の実施、高齢労働者が賃金と部分年金給付によって退職前5年間の労働時間短縮などが規定されています。

【エストニア】

（最低賃金引き上げ）

2011年末、エストニアの労使は2012年1月からの月あたりの全国最低賃金を、278ユーロから290ユーロに引き上げることで合意しました。経営側は9月時点ですでに経済状況がいまだに脆弱であるとして引き上げ案を拒否していたため、この最低賃金引き上げは驚きをもって受け止められました。また、最低賃金が過去3年間据え置かれてきたことから、労働組合側は15%の引き上げを要求してきたのにもかかわらず、低い水準での合意となりました。

【フィンランド】

（賃金・労働条件に関する三者協定の歴史的合意）

フィンランドの労使は2011年10月、競争力を確保し雇用を保障する、賃金と労働条件に関する枠組み協定の合意に至りました。11月末に労使はこの枠組み協定を実施する時期であるとなりました。この協定はフィンランド労働者の94%、約200万人に適用されることとなります。労使代表者はこの総合的な全国枠組み協定を歴史的な成果であるとしています。

【フランス】

（男女賃金格差への対応）

フランス企業が、団体交渉を通じてもしくは会社独自の行動として男女の賃金格差を縮小させるための施策をとらなかった場合、2012年1月1日より賃金コストの1%を上限とする罰金が科せられることになりました。過去10年間、この分野で数多くの法制度が整備されてきたにもかかわらず、いまだに賃金格差が存在しています。従業員50名以上規模の企業は、毎年男女の雇用状況と職業訓練の状況を報告しなければならないが、このような罰則によって男女賃金格差の改善に資すると期待されています。

【ドイツ】

(2011年の賃金交渉と2012年の金属産業交渉)

2012年1月、経済社会研究所はドイツの2011年団体協約交渉の動向について報告書を発表しました。それによると、団体協約が適用される従業員のうち49%、920万人に影響を及ぼしたとのことです。加えて740万人が合意された賃金引き上げを適用されました。団体協約上の平均賃上げ率は2%とのことです。連邦統計局は2011年の月あたりの実質賃金引き上げ率を3.4%としています。

I Gメタルは3月6日に開始された金属・電機産業における団体交渉で、6.5%の賃上げ、養成工の養成期間終了後の常用雇用確保、臨時雇用の使用に関する従業員代表委員会の共同決定権限強化を要求しました。また2月22日に開始された臨時雇用に関する団体交渉では、金属産業の派遣労働者に、常用雇用の労働者と同じ賃金となるよう「一時金」を要求しました

(派遣労働者への最低賃金適用)

派遣労働者に関する全国最低賃金が2012年1月1日より発効しました。その水準は旧西側地域で時間あたり7.89ユーロ、ベルリンを含む旧東側地域で時間あたり7.01ユーロとなっています。この金額は2012年11月1日から旧西地域で8.19ユーロ、旧東地域で7.50ユーロに引き上げられることになっています。この最低賃金は、使用者の国籍を問わず、ドイツ国内のすべての派遣労働者に適用されます。おおよそ90万人の労働者がこの規定に包含されることになると見込まれています。なお、有効期限は2013年10月31日となっています。

(鉄鋼産業における養成期間後の雇用継続に関する合意)

2011年11月、ドイツ北西部の鉄鋼産業の労使は新しい団体協約に合意しました。新しい団体協約では2011年12月1日から3.8%の賃金引き上げが行われることになりました。また労使は訓練が終了した養成工を常用雇用の従業員として雇用することにも合意しました。退職前で短時間勤務の労働者に対しては、年金基金への経営側の拠出を、彼らがフルタイムで働いた場合と同じ水準へ増額することに合意しました。

【ハンガリー】

(労働法改正への労使の対応)

ハンガリーの新しい労働法案が、労働組合と経営者団体との交渉ののち、2011年10月に政府によって承認されました。政府はこの法案がハンガリーの競争力を向上させ、雇用を創出し、従業員の弾力性を高めるとしています。労働組合と野党は2012年中ごろに施行される予定のこの法案の一部修正をめざし、また彼らの修正提案を国民投票にかけるべくロビー活動を行っています。

【イタリア】

(F I A Tにおける労使交渉の動向)

2012年1月1日、F I A Tは既存のすべての団体協約を破棄し、これまでイタリアの労使関係を支えていたイタリア経営者連盟による代表交渉制から脱退しました。F I O M（イタリア金属）が締結を拒否した2010年12月29日のポミグリアーノ協定を、F I A T経営側が新たなグループ・レベル団体協約の基礎とする声明を発表した2011年12月、F I O MはF I A Tとの団体交渉から脱退しています。初めての企業・工場レベルの団体協約は2011年12月13日に締結されました。

【オランダ】

（東欧労働者への搾取）

オランダではいくつかの労働関連の法律が2012年1月1日から施行されることになっていますが、加えて政府はさらなる提案を用意しています。新たな取り組みは、そのほとんどが違法雇用や労働の搾取に対抗するための施策となるとのことです。これは、とくに労働者派遣事業や不法労働者の雇用に対する監督業務などの労働市場問題への対応が消極的であったことを受けての取り組みとのことです。

オランダにおける移民労働者数は、とくにブルガリア人とルーマニア人について、2011年には35%も増加しました。オランダ社会問題相が労働許可の発給を厳格にした後でも、人材派遣会社はEU全体で事業を展開していることから有利な立場にいます。オランダ労働総同盟は、とくに建設、農業、園芸、清掃および鉄鋼産業に働く東欧からの移民労働者が搾取されているのではないかと懸念しています。

【ポーランド】

（退職年齢の引き上げ）

2011年11月に発足した新政権は退職年齢を現行の男性65歳、女性60歳から、男女とも67歳に引き上げる改正を含む、重要な改革を計画しています。この改革は2013年から段階的に導入される予定です。労働組合は、政府の年金改革の提案に強く反対していますが、経営者団体は支持する用意があるとのことです。しかしこのような重要な改革を労使団体の協議なしに政府が導入しようとしていることに対して労使とも不満の意を表しています。

（「がらくた労働契約」の増加への抗議）

ポーランドでは、有期雇用契約や個別雇用契約の増加に対する批判が高まっています。ポーランドはEUの中でこのような「がらくた労働契約」が最も高い比率となっています。選挙公約においてこのような雇用契約を促進するとしていた政党であるPO(市民プラットフォーム)出身の首相に、公開質問状が送付されています。国内の有名人も、労働組合「連帯」が組織したキャンペーンに参加しています。しかし多くの経営者は、このような弾力的な雇用契約は経済危機への対応であるとしています。

【ポルトガル】

（新労働協約への労働組合の対応）

2012年1月18日、ポルトガル政府は新しい労働協約を、2大ナショナル・センターのうちのひとつであるUGT（労働総同盟）とのみ締結しました。ゼネラルストライキののち政府は、成長、競争力および雇用に関する二者間協議の場を設定しました。政府は労働時間の増加については提案を取り下げたものの、CGTP（ポルトガル労働者総連合）は、労働者の権利が深刻に削減されているとして締結を拒否しました。

【スロヴァキア】

（最低賃金交渉の動向）

経営側が拒否した、労働組合側の最低賃金引き上げ要求について、スロヴァキア政府はそれを考慮するよう踏み込みました。最低賃金は月あたり317ユーロとEUで最も低い水準になっています。労働組合は2012年に最低賃金を330ユーロに引き上げるよう要求していますが、経営側は最も高い技能を持つ熟練労働者の賃金もそれに縛られているとし、いかなる変更にも抵抗しています。最終的な決定はなされていませんが、労働・社会問題・家族省は、新最低賃金として月あたり327ユーロを提案しています。

【スロベニア】

（「ブラック企業」の名簿作成と公表を労働組合が要求）

スロベニアの労働組合は、登録された国内の「ブラック企業」のすべてを公表するよう要求しています。法律では、スロベニア雇用サービス局が賃金未払いや社会保障拠出未納、不当解雇など、雇用法を違反した企業を登録するよう定められています。一部は公表されていますが、脱税や労働者からの苦情に関する記録は除外されています。当局は、これらの企業の与信に悪影響を与えると懸念しているとのことです。

【スペイン】

（労働法の改正への労働組合の対応）

2012年2月11日、スペイン政府は既存の団体交渉と雇用保護に関するルールを大胆に修正する労働関連法制度の改正案を公表しました。政府の目標は、オープン契約やさまざま労働形態を推進、国内の弾力性を促進し、労働市場の効率性を向上させることです。労働組合はこの修正に強く反発しており、全国的な抗議行動やゼネラルストライキも辞さない考えとのことです。またこの改革案は、労使団体との事前協議なしで公表されたことから、社会的対話と協議の原則を損なっているとして批判しています。

3月11日、マドリッド、バルセロナ、セビリャ、バレンシアを含む60を超える都市で数十万人が街頭デモを行い、上述の労働改革に対し抗議を行いました。CC. OO（スペイン労働者委員会総連盟）とUGT（スペイン労働総同盟）は、「この労働改革案が失業者と労働者の両方に不利な内容であるためスペインの未来に悪影響を及ぼし、最も保護されていない人々に打撃を与えて若年労働者や働く母親から保護を奪うため差別的である。また、この改革は賃金を引き下げて労働条件を悪化させるため国の経済成長を促進しない。また経済・金融危機勃発以来、途方もなく増加している最貧困層を犠牲にしている点で社会的一体性も弱体化させる」と批判

しています。

【スウェーデン】

(2012年賃金交渉の動向)

スウェーデンの産業部門の労使は、長期にわたる困難な賃金交渉の末、2011年12月13日に団体協約の締結をめざしていましたが、しかし経営側は、ストライキの可能性が回避されたことに満足しているとのことであつたにもかかわらず、経営側は合意が「転換点」であつたと主張しています。他の産業部門での賃金交渉が2012年春に開始された時、どのような影響があるかについて、労働組合の意見は分かれています。

一方で、スウェーデン林業経営者連盟とスウェーデン製紙労働組合との間の団体協約は、12月17日に2012年2月1日から14カ月間で3%の賃上げという内容で合意に達しました。この団体協約は、スウェーデン労働組合総連合による調整によって合意に至つた初めての団体協約であり、直近のスウェーデンの産業団体協約で設定された賃金水準を踏襲するものです。これは、産業団体協約が2011～2012年賃金交渉におけるパターンセッティングとしての役割を担うようになって見られています。

【イギリス】

(最低賃金改定の動向)

2012年3月、イギリス政府は全国最低賃金のうち成人労働者の水準に関して、10月から1.8%引き上げると発表しました。しかし、16歳から20歳の労働者に関しては、これまでと異なり凍結する方向であるとのことです。この決定は、若年層の失業率の水準が危険域にまで高まっていることから、企業の若年労働者の雇用を促す意味もあると言われていています。この政府の対応に経営者団体は歓迎の意を表していますが、労働組合は搾取的であると批判しています。

(雇用法の改訂の動き)

2011年11月、イギリス政府は、経済規制の影響を低下させ雇用を増やすことを目的とした雇用法の改訂の概要を示しました。それには、雇用審判制度の抜本的な改正も含まれています。経営者団体はこの政府の方針を歓迎していますが、労働組合は経済危機の影響から、企業が銀行からの資金借入れが困難になっていることに対応するべきであるとして強く批判しています。

③北 米

【カナダ】

(リオ・ティントにおける労使紛争)

カナダ・ケベック州にある金属精錬大手リオ・ティント・アルキャン社のアルマ・アルミニウム製錬所では、会社による不安定労働者の人員増に対し労働組合がその受け入れを拒否したことから、2012年1月1日からロックアウトされました。このロックアウトに対し、リオ・ティント／アルキャン欧州従業員代表委員会、IMFおよびICEMの加盟組織などがUSW(全

米鉄鋼労働組合)の組合員でもあるロックアウト労働者に対し全世界で支援活動を展開してきました。カナダ政府が任命した調停人が交渉再開を要求するなど、解決に向けた動きはありましたが、ロックアウトは継続され、国際労働運動は、「リオ・ティント社が製造したオリンピック・メダルへのボイコット運動」など、会社に対する圧力を強化しました。

その後労働省の調停により、6月13日より労使協議が行われ、7月6日契約労働者の厳密な管理と制限について労使が合意に達したことでロックアウトが解除されました。

【アメリカ】

(サプライヤー)

ロンドン・オリンピックのアメリカ・チームのユニフォームが中国で生産されていることが問題にあげられ、多国籍衣料メーカーが発展途上国の低コスト生産に頼る傾向がみられる状況をめぐって論争が起こっています。労働組合やNGOで構成する「プレイフェア」は、国際労働基準を尊重していない国や生活賃金を支払っていない国からの調達が増加しており、中国、フィリピン、スリランカのオリンピック関連のサプライヤー工場の劣悪な労働条件に関する報告書を作成しました。インダストリアルは、多国籍企業がサプライヤーに生活賃金を支給できる価格で調達すること、長時間労働なしに納期を守るよう確保すること、サプライヤー工場の労働条件の実態を把握する取り組みに、労働者や労働組合を関与させることを求めています。

④ラテンアメリカ・カリブ海

【メキシコ】

(政府による労働組合弾圧と世界行動デー)

2012年2月19日から25日の週、全世界でメキシコ政府による独立系労働組合への弾圧への抗議と、結社の自由に関するILO勧告の実施、国際労働基準遵守を要求し、労働組合による世界行動デーが繰り広げられました。日本でも連合と各GUFが共同で在日メキシコ大使館に申し入れを行っています。2006年2月19日、グルポ・メヒコが所有するパスタ・デ・コンチョス鉱山での崩落事故で65名の鉱山労働者が閉じ込められるという事故が発生しました。SNTMMSRM(メキシコ全国鉱山労働組合)は、会社が安全衛生確保を怠った結果、事故が発生したとしており、原因究明と犠牲者の遺体収容を求めてきましたが、会社と政府は労働組合への迫害を開始したという経緯があります。

現在でもメキシコでは、独立系労働組合への政府による迫害が続いており、「保護協約」に守られている「政府寄り」の労働組合以外が認められず、労働者が自分たちで労働組合を選ぶという自由が侵害されている状況にあります。